

平成29年第4回竹原市議会定例会議事日程 第2号

平成29年11月27日(月) 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 宮原 忠行 議員
- (2) 川本 円 議員
- (3) 松本 進 議員

平成29年11月27日開議

(平成29年11月27日)

議席順	氏 名	出 欠
1	今 田 佳 男	出 席
2	竹 橋 和 彦	出 席
3	山 元 経 穂	出 席
4	高 重 洋 介	出 席
5	堀 越 賢 二	出 席
6	川 本 円	出 席
7	井 上 美 津 子	出 席
8	大 川 弘 雄	出 席
9	道 法 知 江	出 席
10	宮 原 忠 行	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	宇 野 武 則	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	向 井 直 毅	出 席

午前9時57分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第2号を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1

議長（道法知江君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の平成29年第4回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番，宮原忠行議員の登壇を許します。

10番（宮原忠行君） それでは，一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に，竹原市公共施設等総合管理計画についてであります。

公共施設の利用者である竹原市民の総人口や年代別人口について，竹原市公共施設等総合管理計画では，どのような見通しを立てられているのか。

公共建築物の類型別主要施設数は217となっているが，施設数でみると各地域の集会所，会館，公民館等の集会施設が57施設で，その割合は26.3%，次に市営住宅が33施設で15.2%となっており，2つの施設で41.5%を占めています。そこで，施設の所在地区，耐用年数，耐震度並びに現在の利用状況はどのようになっているのか。

また，全ての公共建築物を耐用年数により更新とした場合，今後40年間の総費用は幾らで，年間あたりの必要額は幾らになるのか。

道路，橋梁等の公共土木施設は，人々の日々のなりわいや様々な社会活動なり地域経済活動を行う上で，一日として欠かすことのできない生存のための社会資本ですが，今ある全ての公共土木施設を今後40年間で更新とした場合，その費用は総額幾らになるのか。また，その場合年間当たりの必要額は幾らになるのか。

竹原市公共施設等総合管理計画は，平成26年4月総務大臣通知に基づき，平成25年11月に国により策定されたインフラ長寿命化基本計画を踏まえて策定したものとされておりますので，総務大臣通知はどのようなものなのかをお示し願いたいと思えます。

また、竹原市公共施設等総合管理計画は、竹原市公共施設ゾーン整備基本計画の上位計画として位置づけられていますので、そのように位置づけられた制度上の理由なり理念をお示し願いたいと思います。

竹原市公共施設等総合管理計画と改正都市再生特別措置法によって制度化されたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進を目指すための立地適正化計画におけるまちづくりへの公的不動産の活用との関連性をどのように位置づけられているのか。あるいは、総合管理計画においては、立地適正化計画との関連性は考慮していないのか。考慮していないとすれば、その考えなり理由をお示し願います。

次に、政府は農業委員会等の見直し、農業生産法人の見直し、農業協同組合の見直しという3点セットの改革により、競争力のある農業、魅力ある農業をつくり、農業の成長産業化を実現することを目指し、竹原市においても、政府方針を受けて農業委員が選任され、農地利用最適化推進委員も決定されました。改正農業委員会法においては、農業委員会は農地利用最適化委員の意見を聞いた上で、農地利用の最適化に関する指針を作成しなければならないこととされています。竹原市においても、農地利用の最適化に関する指針は既に策定されていると思いますので、その内容をお示し願いたいと思います。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員は、農地中間管理機構と連携して、農地の集積による農家経営の規模の拡大、農業生産法人の導入等により、競争力のある農業に生まれ変わらせるとともに、職業の選択肢として農業が社会的に認知されるような魅力ある農業としての実態を備えるとともに、地域経済の一つの支柱として農業の成長産業化を実現するための活動が求められることとされています。農業委員と農地利用最適化推進委員の今日段階における活動と農地集約化の現状をお示し願います。

以上でもって壇上での一般質問を終わらせていただきます。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 宮原議員の質問にお答えをいたします。

1点目の御質問についてであります。公共施設等総合管理計画における本市の総人口などの見通しにつきましては、平成27年度に策定した竹原市人口ビジョンの推計から引用しており、その状況につきましては昭和55年の3万6,895人をピークとして、年々減少が続くことによって、平成57年には1万8,398人まで減少することを見込んでおります。

この期間における年齢階層別人口につきましては、14歳以下の人口は8,584人から2,540人と約3分の1に減少する一方で、65歳以上の人口は、増加を続けた後に減少傾向になると予測いたしており、最終的には昭和55年の約1.5倍以上の人数となり、総人口に占める割合も12.8%から39.6%と大きく膨らむものと見込んでおります。

公民館や各種集会所などの集会施設につきましては、合計で57施設配置しており、その所在地といたしましては、竹原地区が29施設、忠海地区が8施設、吉名地区が9施設、北部地区が11施設となっております。

これらの施設の耐震度については、全てを把握はいたしておりませんが、建築から30年以上経過している施設は46を数え、全体的に老朽化が進んでいると認識いたしております。利用状況につきましては、公の施設としてそれぞれの設置目的に沿いながら、地域の皆様に利用されているところであります。

また、市営住宅につきましては33の団地を管理しており、その所在地といたしましては竹原地区が12団地、忠海地区が14団地、吉名地区が5団地、北部地区が2団地となっております。

これらの公営住宅法に基づく耐用年数は、耐火構造住宅で70年、準耐火構造住宅で45年、木造住宅で30年であり、今後40年間で全217棟のうち99%が耐用年数を超える状況となるものであります。耐震度及び現在の利用状況につきましては、管理戸数714戸のうち耐震基準を満たしている戸数は479戸、入居している戸数は450戸となっております。

公共建築物の大分類ごとに、耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることで更新費用を試算できる総務省のシミュレーションソフトを活用して算出した結果、今後40年間で総費用は796億5,000万円となり、1年間では19億9,000万円が必要となると見込んでおります。

公共土木施設につきましても、同様のシミュレーションソフトで道路、橋梁、上水道施設、下水道施設それぞれで試算した結果、今後40年間で総費用は合計で543億6,000万円となり、1年間では13億5,000万円が必要になると見込んでおります。

「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」と題され、平成26年4月22日付けで発せられた総務大臣による通知の内容につきましては、まず冒頭で厳しい財政状況が続く地方自治体において、人口減少等により公共施設等の利用状況が変化していく

ことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適配置を実現することが必要となっていると説明されております。

また、国において老朽化したトンネルの天井板が落下することによって多数の死傷者を出した重大事故の発生も契機の一つとしながら、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けるための取組を進める中で、中・長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化、また維持管理、更新等に係る産業の競争力を確保するための方向性を示したインフラ長寿命化計画を策定されたことを踏まえ、地方公共団体もこうした動きに歩調を合わせた取組として、公共施設等総合管理計画の策定が要請されているところであります。

公共施設ゾーン整備基本計画につきましては、市役所周辺に位置する市庁舎や市民館、福祉会館などの公共建築物が整備から40年以上経過し、老朽化が進行していることはもとより、特に耐震性能の不足によって早急な対応が必要な状況にあることに加え、設備、機器の老朽化や陳腐化、ユニバーサルデザインへの未対応、市民が利用する各種窓口の分散化など多くの課題を抱えている中で、それらの解消を目指した方策を取りまとめたものであります。

その方策の主な内容につきましては、これまで公共施設ゾーン調査特別委員会において説明してきたとおり、本庁舎や福祉会館等に分散して配置している各行政機能をたけはら合同ビルに移転集約した後、本庁舎を解体撤去した場所に図書館機能、地域交流拠点機能、子育て支援拠点機能を備えた複合施設を整備することとしております。

公共施設等総合管理計画につきましては、公共施設等の老朽化や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施することにより、財政負担の軽減や予算の平準化、公共施設等の最適な配置を目指すための基本的な考え方を示したものであることから、公共施設ゾーン整備基本計画の推進はもとより、公共施設等の新たな整備や統廃合、適切な維持管理に関しては総合管理計画の策定趣旨を踏まえる必要があると考えております。

また、策定を行っている立地適正化計画につきましては、本市においても人口減少や高齢化が進行する中で、住民生活や社会活動を支える都市機能をどのように維持するかなど今後のまちづくりの方針を示すものであります。

この立地適正化計画の方針に沿って将来のまちづくりを進めるためには、公共サービスなどの住民生活に必要な機能を適切に配置、誘導する必要があることから、一定の条件を具備する公的不動産の活用が有効な手段と考えられ、公共施設等総合管理計画の趣旨を踏まえた今後の取組が肝要であると考えております。

次に、2点目の御質問についてでございますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、同法第7条において、農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び推進方法について指針を定めるよう努めなければならないとの努力義務が規定され、本市におきましては、現在年内の策定に向け取り組まれているところであります。

この指針につきましては、担い手への農地利用の集積、遊休農地の発生防止及び解消、新規参入の促進について、その目標を定めるものとなっており、今後農地利用最適化推進委員の意見を聞いて農業委員会で策定することになります。

農業委員及び農地利用最適化推進委員につきましては、本年7月に農業委員5名を任命し、8月には農業委員会において農地利用最適化推進委員14名を委嘱したところであり、改正された農業委員会等に関する法律により、その活動については、従来の農地法等によりその権限に属された事項に加え、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進など、いわゆる農地等の利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の最も重要なものとして位置づけられたところでございます。

現在の活動状況につきましては、広島県農業会議が開催した研修会への参加や毎月の総会において、農地の権利移転や転用に係る案件等について担当地区の推進委員の意見を聴取する中で審議を行っているほか、農地利用状況調査や定期的な農地パトロール等の実施により、遊休農地の発生状況を把握するなど活動されているところであります。

また、農地集約化の現状につきましては、平成29年4月現在において農地面積628ヘクタールに対し、担い手への集積面積は37ヘクタールとなっており、集積率は約6%となっているところであります。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） まず最初に、これからの議論を進めていく上での前提条件となりますので、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画策定のために設置された竹原市都市再生協議会の事務局は、副市長、総務部長兼公営企業部長、企画振興部長、市民生活部長、福祉部長、教育次長、建設部長の7名で構成されていることを実務を所管する建設部長に確認させていただきたいと思っております。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 先ほど御質問がございました竹原市の都市再生協議会でございますが、委員構成といたしましては学識経験者、それから各種団体、市民代表という方で10名おられます。そして、アドバイザーといたしまして国の中国地方整備局の担当係長、それから後広島県の都市計画の担当者に入っております。そして、事務局といたしまして、先ほど御紹介がございました副市長、それから総務部長、それから企画振興部長、市民生活部長、福祉部長、教育次長、建設部長ということとなっております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） それでは、竹原市公共施設等総合管理計画の策定事務の所管部長であり、竹原市都市再生協議会の事務局員でもある総務部長にお尋ねします。

答弁では、公民館や各種集会所などの集会施設につきましては、合計で57施設配置しており、その所在地といたしましては、竹原地区が29施設、忠海地区が8施設、吉名地区が9施設、北部地区が11施設となっております。その割合は、竹原地区が50.9%、忠海地区が14.4%、吉名地区が19.3%となっております。

竹原市公共施設等総合管理計画は、初めにおいて、国の新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識に立つとともに公共施設等総合管理計画の策定要請がなされたことを受けて、サービス水準を維持しながら将来的な財政負担を軽減していくためには、公共施設等の現状を把握し、中・長期的かつ包括的な観点で適切な施設保有量とあり方を検討し、その対応の方向性を明確にした上で、計画的に公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等を実施していくことが必要不可欠として、更新、長寿命化を計画的に進めるための財源確保のためには公共施設等の統廃合は避けて通ることのできない喫緊の課題であるとの認識を示されていると理解されていますが、このような理解でよろしいか、総務部長に確認をさせていただきたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、先ほど議員からお話ございましたように、施設の老朽化等を踏まえまして、国から示されております公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、平成26年4月22日付けで発せられました総務大臣の通知に基づきまして、本市におきましても公共施設等総合管理計画の策定に至った次第でございます。

す。

お話しございましたように、財源の確保ということから、公共施設等の管理に関する基本的な考え方といたしまして、本市におきましては、先ほど集会所等のお話も議員からお話しございましたが、公共建築物につきましてその施設類型ごとに必要な保有量を検討するというだけではなくて、サービスの水準は保ちつつも、基本的には統合ないし、また廃止等も検討しながら現在行っておりますが、目標といたしまして全国平均の1人当たりの3.6平方メートル、こちらの人口当たり延べ床面積、現在市の方は5.8平方メートルとなっておりますので、全国平均に比べますと高いということになりまして、その全国平均の水準までの約38%の削減を目標といたしているところでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） 今年の3月29日に開催された第1回竹原市都市再生協議会の要点議事録を見ると、委員から地域コミュニティとして公民館は必要だと思いますが、竹原地区で公民館がない地域があり、高齢者の方が集まるような場所がない状況にあるとの問題提起を受けて、事務局は、公民館がない地域もありますが、将来的に高齢が進み、地域のコミュニティが変わっていく中で、どこに拠点を置くのかを議論していきたいと考えておりますと答弁し、あたかも新設を具体化するための検討を進めていくかのような期待感なり余談を与えているかのような印象を受けざるを得ません。

この点について、公共施設等総合管理計画を策定し、それを実行していく所管部長であり、都市再生協議会の事務局員でもある総務部長として、どのように受けとめておられるか、そのお考えをお尋ねをいたしたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画を所管している部長ということで御質問ございました。

先ほども計画の中身につきましていろいろ申し上げました。現在の市の財政状況につきましては、税収が縮小傾向にありまして、将来的な本市の厳しい財政状況を鑑みますと、現在保有している全ての公共施設等を適切に維持管理していくことは極めて困難な状況にあると考えております。このような状況を踏まえまして、先ほども申し上げましたが、サービス水準を維持しながら将来的な財政負担を軽減していくためには、公共施設等の現状の把握、また中・長期的、包括的な観点で適切な施設保有量とあり方を検討するというこ

とでございます。

第1回目のお答えでも申し上げましたが、施設の保有量、こちらにつきまして削減を目標としておりますので、新設ありきということではありませんで、現存している施設、こちらにつきまして施設類型ごとに必要な保有量の検討、また繰り返しになりますが、公共サービスに必要な水準を保ちつつも、統合やまたは廃止、民間移管も含めると思いますが、そのような検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） 竹原市都市再生協議会の要点議事録だけなので、どういう意見が出て、どういうふうに事務局が答弁したのかという詳しいことはわからないのですけど。

例えば、私もとりわけ港町、それから田ノ浦、本町あたりから、そうした公民館が要るのだというような地元の声というのはよくお聞きするのです。そこで、私は公共施設等の再配置、特別委員会においても思うのですけれども、市民館なら市民館が一括しての議論はあるのです。ところが、その中に中央公民館がもう既に存在しているのです。私も詳しいことはわかりません。市役所へ入る前にもう既に建っておりましたから。形を見ると、やはり竹原市制が発足をして、公民館が必要だという声はかなり強いものがあったのだらうと思うのです。また、そのほかにもいろんな、その当時で言えば食堂といいますかレストランであったりとか、そしてまた、そこでその当時はかなり結婚式等も行われたようでもあります。

そこで私が考えますのは、おそらく市制発足当初の旧市街地といいますか、今の例えば港町、田ノ浦、本町、あるいは新町等も含めてだろうと思うのです。その中で、中央公民館として、ある意味で、その当時で言えば市民館でありレストランがあったり、また結婚式をしたり、また池田美術館があったりとかというような形での複合施設といいますか、というような形で整備をされて、間違いなく公民館はあるのです。旧市街地における公民館は。中央公民館ですから。ですから、今もおそらく中央公民館に館長等の職員も配置して、それなりに機能をしていると思うのですけれども、現実にそれではその中央公民館の存在なり機能と、今申し上げましたように、とりわけ港町、それから田ノ浦、本町あたりにおいては、公民館の設置要望の声が強いというような状況です。

そうしますと、やはり今の公共施設の総合管理計画にしる、あるいは立地適正化計画における観点から言っても、私はある意味市民の皆様に対しても、より厳しい現実というも

のを、もっと言うならば、よく持続可能な竹原市ということが言われます。その持続可能な竹原市を支える財政基盤を確立するということが必要なサービス水準を確保することです。そうしますと、どうしても私が気になりますのは、今の公共施設等総合管理計画が策定をされていたのか、おそらくその当時は完成形に近い形でできていたと思うのです。都市再生協議会における議論というものが。

そうしますと、私どももちょっとハードなスケジュールだったのですけれども、先月の25、26、27日、岩手県の紫波町、ここもTPP等、補助金に頼らないまちづくりということで、非常に見事な町並みを形成されているところを行政視察をさせていただきました。また、27日には神奈川県のアノ市、今の国がそうした指針を定めるよりも以前に、市長の英断といいますか覚悟を持って公共施設の再配置、これを進めておられる実態というものも行政視察をさせていただきました。おそらく、岩手県から神奈川県の間ですら移動時間の方がほとんどで、非常にハードなスケジュールで委員の皆様には申しわけなかったと思うのですけれども、視察に参加された委員の方々には、いい視察だった、いい勉強させてもらったと、このような感想をお聞きしました。

そこで、いろいろと視察の段階で各委員さんから活発な議論は出たのですけれども、それを一々御紹介することはできませんけれども、私の方からそうした再配置を進めるということは公共施設を縮減していくということですから。議会なり議員の中から反対はございませんかという質問をさせていただいたのです。ないと言われたのです。ないと言われる。それは、アノ市の公共施設、白書であるとか、あるいはそうした管理計画等々をつくって、各議員さん、また議会に対してもしっかりと情報公開をし、そして市民にもしっかりと情報公開をし、100回ほどそれぞれの地域へ出向いていかれたと言いましたかね。

そして、何が言いたいかということ、私はよく副市長がそうした現状認識とかなんとか、私なりの言葉を用いさせていただくとするならば、そうした将来世代に対する責任に伴って起きるところの現状の竹原市財政がどこまで応えていくことができるのかということになれば、私は天文学的な数字でかなり本当に大丈夫かな、やっていけるのかなというような、ある意味気の遠くなるような絶望感に襲われるような気持ちにもなります、数字を見ますと。

そうしますと、アノ市の例で言えば、そうしたしっかりとした情報公開することによって、例えば私なら私、西町なら西町に住んでいる宮原忠行が、私のところの施設だけは残してくれというような声は一切出ないと言うのです。

そうしますと、先ほども申し上げましたように、今の竹原市公共施設等総合管理計画を策定をされていると、同時に各部長が今の立地適正化計画を策定するための竹原市都市再生協議会における委員の皆さんとの、あるいはもっと言うならば公民館がないからお年寄りが集まる場所がないのだと、こういう指摘に対して、果たしてそれでいいのかなと、そういう危機感なり、あるいはよく私も昭和で言うと55年に市役所へ入りましたけれども、ちょうど電発3号機、それで3号機が建設されたことに伴う電源立地交付金等がありまして、地方交付税の不交付団体ということになったこともあります。裕福な団体だったので。その当時、ある意味で言えばその豊富な電源立地に伴う財源を、今我々がこれからどうしていくのだろうかというような状況になっている施設が非常に多い。その当時も議論はあったのです。

果たして、各地域にそれぞれ老人集会所とか地区集会所とかいろいろつくっていったら、将来の管理はどうなるのだろうかという問題意識は当時からあったのです。間違いなくありました。だから、それに対してやっぱりおかしいよと、もっとほかに使うべきではないのかというような意見も役所の中で戦わせておられたような状況も今思い出すところなのです。

そうして、その当時からそういう問題意識がありながら、さあこれから立地適正化計画を定め、そして今の庁舎等を含めた再配置をしていくための特定財源としての様々な制度を活用をしていかなければならないというこの時点における議論として、私は危機感の共有なり、あるいは何としてでもこの立地適正化計画を策定をして、その立地適正化計画の中で、様々な各省庁等の横串のような制度を活用して、現在並びに将来の市民の財政負担を減らしていくのだという、そういう決意なり覚悟というのが、私はどうなのだろうかという感じを持っているのです。

ですから、もう一度、さらに言うと総務部長も4月に総務部長になられたばかりで、ちょっと厳しい指摘になるかもわからないけれども、例えば今の立地適正化計画に伴う公的不動産の活用方法に関するガイドライン等も国土交通省からも出ているのです。そして、現時点において、それぞれの地方公共団体において、全ての施設の現状なり何なりを把握できているとは思わないよと、そこまでいっさんきにやるというのは酷な要求であろうから、そこまでは求めませんよと。そして、言葉がそのとおりだとは言いませんけれども、ある意味で言えば立地適正化計画における施設の現状把握等を、それを使ってもいいよというようなことも出ているのです。

ですから、私はある意味で言えば、今の庁舎の移転等に伴う様々な施設整備のための特定財源確保のために立地適正化計画が策定をされる。そしてまた、それを様々な制度を利用できるようにするというか、そうした中で、公共施設等総合管理計画、あるいは地域公共交通計画、こうしたものもつukらないといけないのだけれども、私は短期間で非常な苦勞をされているというか、それについては重々理解するのです。

ですから、なおのこと、そもそもが立地適正化計画というのは、今まで各省庁横断的なもので総合性に欠けていたから、この立地適正化計画ではそうした国の縦割りの弊害を克服して、役所機構の中で、横断的な計画をつくってくださいねと、こうなっている。であるならば、私はやはり、とりわけ今の正職員が非常に少ない。正規が4割になんなんとする状況の中で、私は正職員のこうした計画策定等に関する負担は非常に大きなものになっているのだろうと思うのです。

ですから、ある意味各省庁が示したような、そうしたガイドライン等には沿っているのかもわからないが、竹原市の現状を正確に認識をし、そしてそれを克服していくという深掘りとか、あるいはその熱意というものが私は薄いのではないのか、そうした問題が、私は都市再生協議会における委員に対する対応等において、どうも感じられてならないというふうに考えております。

そこで、やはりもう一度、そうした財政推計もしているわけですから、財政推計というかそういう費用の。もう一度、はっきり言えば都市再生協議会の事務局であるそれぞれの部長に、今の私の指摘を受けてどのような感想をお持ちか、まず総務部長からそれで順次お答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 私の方からお答えいたします。

まず、公共施設等総合管理計画につきましては、また議員の方からもお話ございました、全体の状況把握と、また、長期的な視点を持ちまして更新とか、先ほど申し上げましたが、統廃合、長寿命化などの計画的な実施というのが大変重要です。

財政負担の軽減から、特定財源の確保というお話も伺いました。これは、補助金、交付金、地方債も含めてだと思いますが、そういった特定財源の確保は大変重要であると考えております。そうした確保することによりまして、将来世代に対します負担の軽減ということが大変重要であると考えております。

そうした中で、立地適正化計画もそうでございますが、公共施設等総合管理計画におき

ましても、全庁で、委員からお話ございました、危機感等、また問題意識は共有しながら、この公共施設等のマネジメントは実施することが大変重要であろうと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） それで、今の立地適正化計画については都市整備が担当しておりますから、建設部長が主に答えるのかもわかりません、その質疑の中では。

しかし、今何が言いたいかという、例えば公民館の話が出るとするならば、私は担当部長がそこまで実態を把握して答弁はできかねると思うのです。そうしますと、それぞれ例えば公民館なら公民館を担当する教育次長ということになりますから。あるいは、公民館がないからお年寄りが集まるところがない、できないのだという議論になれば、福祉部長ということになるのですか。そこら辺が、そうした様々な竹原の地域社会を支える各団体から委員の皆さん出ておられるわけですから、様々な意見が出ると思います。

そうしますと、なぜ部長が竹原市都市再生会議の事務局員として参加しているのかということが問題にしないといけないでしょう。そこが、やはりそれぞれの持ち場持ち場において、はっきり言えば公共施設を削減していく話になるわけですから。ですから、極論をするならばもう新しい施設はつくりませんというぐらいの状況ではなかろうかと、私はこう思うのです。

ですから、そうした問題に対する意識の共有化とか、そうしたものが共有されていないと、ある意味、何度も言いますけれども、省庁縦割りを超えて制度化された立地適正化計画を策定する上においては、なかなかその制度に対する理解とか、そしてまたその計画を策定し具体化していく上において、それぞれの委員の皆さんの理解が得られるのだろうかということなのです。

ちょっと話は外れますけど、今の道の駅をつくる時もそれぞれの市内の皆さんからワーキンググループを策定をしてつくった形にはなっているのです。それで、ある建設会社の、今は会長ですか、その方もメンバーに入っておられたらしいです。そして、いろいろと提案をされたのでしょう。一つも私の意見は聞いてくれない、何考えているのかとって私に食ってかかれて、何で私が怒られないといけないのかと思ったのですけど。

そのように、なるほどそうした形で市民の意見なり何なりを反映しているように形はと

っているけれども、そこにおいて提起された問題に対して、それぞれの事務局員である部長が持ち場持ち場において一つの目的へ向かって説明をし納得し、そして協力をしていただけるような対応というのは、私は今日段階避けて通ることはできないと思います。そのことは、指摘をさせていただきたいと思います。改めて、常々副市長が言っておられるように、そうした問題意識なり危機感なりの共有化ということについて、改めて私の方からも要請をさせていただきたいと思います。

それで、総合管理計画からは離れるかもわかりませんが、今の竹原市都市再生協議会の中において、公民館がないからお年寄りが集まる場所がないと、こういう形になっているわけですが、それで公民館がない竹原地区においては、老人集会所だけではないのかもわかりませんが、地区集会所もあるのかもわかりません。それで、基本的には、かつて老人集会所をつくったというのは、それぞれの老人クラブの活動が活発で、集まるところが必要だったのでしょう。そうした意味で、ちょっと公民館がないからお年寄り集まるところがないということになると、それではその地域における老人クラブの活動とかは一体どうなっているのだろうか、こういうふうな疑問を持たざるを得ないわけです。

そこで、公民館がない竹原地区における老人集会所の総数と設置されている地区と施設名について、それぞれの老人クラブの活動状況と利用状況並びに利用の実態について、現在把握できている、あるいは答弁できる範囲内で構いませんので、福祉部長より答弁をいただきたいと思います。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 竹原地区の老人集会所の設置状況、利用状況でございます。

竹原地区には、全部で7カ所ございます。市内全体で20カ所老人集会所がございしますが、そのうち竹原地区には7カ所ございます。

まず、古庭会館がございしますが、これは利用状況でいいますと年間120回程度でございます。老人クラブですとか町内会の会合等で利用されているといったような状況でございます。2つ目が白寿会館、これが年間でいいますと215回程度、これはかなり使われてるといったような状況で、同じく老人クラブですとか町内会で使われてると。3つ目が長寿会館がございします。これは、年間の回数、使用状況でいいますと50回程度でございます。あと、完寿会館がございします。完寿会館については、利用状況につきましては、年間で110回程度でございます。それとあと、光禧園がございします。これが、年間

の利用状況が約55回でございます。次には、皆実会館、これが年間の利用状況が120回。若寿会館が、年間が200回程度というような形で、主にはこれらの施設、老人クラブの会合、町内会の会合、または生け花等の各種の教室に使用されているといったような状況もございます。

以上です。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） いずれにしても、やはり回数が多いところは老人クラブの活動も活発なのかもわかりません。一方的に断定をする言い方はあれなのですが。基本的に自治会も、それが前期高齢者になるのか後期高齢者になるのかは別にしても、自治会の役員さん方と老人クラブの役員の方々というのは、ほとんど重なっているところが多いと思うのです。そうした意味で、そこら辺がうまく機能しているところは利用回数も多いでしょう。

それで、今度は教育次長にお尋ねしたいと思うのですけれども、今の中央公民館です。かつて、三原市で言えば私が役所へ入った当時、公務員に成りたてのころだったと思うのですけれども、各地域にあった公民館を統廃合して中央公民館をつくってくような流れだったわけです。そして、おそらく竹原の中央公民館というのは、私が一方的に決めつけるわけにもいきませんが、おそらく竹原市が発足した当時の旧市街地、ここの中核的な施設として中央公民館ができたと思うのです。

そうしますと、今そうしたいろんなところで、とりわけ港町、田ノ浦、本町あたりから出ている公民館の設置要望、ここら辺との関係について、もし答えにくければ答えなくても構いません。もし答えられるのであるならば、そこら辺をどのように考えるのか、もっと言うならば、今の中央公民館が果たしてそうした公民館が設置されていない竹原の地区の方々の要望にどこまでお応えをしているのかということについて、もし状況がわかれば、答弁できる範囲内で構いませんので、答弁をいただきたいと思います。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 公共施設の再配置に関連して、公民館のあり方といったような御質問かと思えます。

竹原中央公民館につきましては、今議員の方からも御紹介があったような形で、市民館に併設する形で中央公民館を設置しているという状況から見ますと、市街地の状況、公民館自体は社会教育法上の適用を受ける施設として適正な基準や中学校区という補助基準も

ございますので、そうした中で、先ほど来御紹介のあった電源立地、そういう状況も含める中で、竹原の市街地においては市民館の規模、施設の機能、そういった部分で同じような施設を重複して設置することがないということでそういうふうな形になった経緯もあるのではないかとこのように思っておりますし、その後竹原小学校区において竹原西小ができるといったような中で、竹原西公民館、これはコミュセン併設でございますけども、そういうふうに機能を分担と申しますか、分散させていった経緯が、市街地の広がりとともにそういう施設が整備をされてきた経緯を物語っているのではないかとこの状況を私も感じております。

今後におきましては、逆にそういうふうに市街地が広がっていった部分で施設が遊休化しているものもございますし、老朽化も甚だしい部分がございますので、先ほど来議員の御質問にもありますように、公共施設ゾーンの再配置という中では、そういう文化施設も含めまして、老朽化している施設に対応する分も含めて、そこについては集約化の方向にあるというふうに考えております。私がお答えできるのは、この部分だと思います。

以上です。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） 私が若かりしころは、公民館では、例えば吉名であれば校長先生が講師になって書道とかいろんな知識、どっちかと言えば啓発と申しますか、そうした形で活動をされておられた、もちろん趣味的なものもあったのでしょけれども。

公民館が、その発足当初よりかは非常に幅広い活動をされるようになってきた。特に、社会教育法が改正されて文科省が生涯学習ということで何でもありになったのです。単なる社会教育というのではなくて。ですから、今で言えば趣味的な活動とか、あるいはスポーツとか。竹原西公民館等と言えば、例えば卓球だったりとか。例えば、福祉に関する申しますか、社会福祉協議会がしてもいいような行事も皆包括的にするようになってきたわけです。ですから、そうした形での公民館というのが要望されているのではなかろうかと思うのです。

そうしますと、例えば今のとりわけ公民館のない竹原地区において、どういう形がいいのか、これはやはり教育委員会において、すぐには言いませんけれども、そうしたまちづくり協議会等も含めて議論をしていただいて、例えば今ある施設に対して社会教育法上の助成措置が講じられるかどうかというようなことも含めて、そうした地域の実態と要望とを踏まえて、今の例えば立地適正化計画なりなんなりに反映できるような営みができる

のかどうかということについても、私は検討していただきたいと思うのです。この点について、教育次長どうでしょうか。急で申しわけないのですが。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 特に、竹原地区のそういった生涯学習の場、いわゆるセンター的な施設という部分につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、この市民館、また福祉会館、またこの庁舎跡地の活用といったようなところで、複合施設といったようなところで今検討している中で、我々としましても、公民館機能、いわゆる生涯学習の部分については、市の事務所機能も含めまして、複合施設がイコール生涯学習施設ということにはならないと思いますけども、そういった活動ができる今の市民館のホールであるとか、貸し切りスペース、会議室、そういった部分は公民館として整備するのではなくて、実際に皆さんが共用できる機能として集約していくべきではなかろうかというふうに考えております。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） 今の立地適正化計画の中で、例えば都市機能の誘導区域等々が出てきますよね。そうしますと、やはりそうしたことも踏まえて、今度は今の立地適正化計画を担当する部長として、そうした教育委員会とか、また福祉部関係もあるでしょう。様々なところがあると思いますけれども、もっとワーキンググループに任せるというのではなくて、作業者に任せるというのではなくて、そこら辺の大きなところでの協議なり緊密な連携をとっていただいて、必要であるならばそれは制御しないといけないだろうし、またそれを今の都市機能誘導区域の中に設定をできるのかどうか、そうしたことも踏まえてしっかりと検討をしていただきたいと思いますが、建設部長、この点についていかがでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、御指摘の立地適正化計画に関することですが、この立地適正化計画というのは、都市再生特別措置法に基づきまして、人口減少社会において将来都市像を描き、公共施設のみならず住宅であったり、医療、福祉、商業等の施設も対象として、その誘導を図るための制度でございます。

先ほど御指摘のございました庁内の連絡体制でございますが、まず都市再生協議会ワーキング会議というのを、こちらにつきまして関係係長級で14名ほど一応参加する。それから、さらに都市再生協議会の検討部会という形で、関係課長が14課集まりまして協

議、議論をしてるというようなことで、この立地適正化計画における都市機能の再配置であつたりとかということについては様々な分野にまたがるということで、こういう市内の連絡体制をもとに皆さんと協議をして議論をして、今後の将来のあるべき竹原市の姿を描いていこうということで進めておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） 私も議会選出の都市計画審議委員として、先般議論に参加させていただきました。また、担当職員とも議論をさせていただくこともあります。なかなか難しいですよ、実際問題として。

しかし、さはさりながら、例えば都市機能誘導区域であるとか、あるいは居住誘導区域であるとか、いろいろ設定するならば、やはりある程度の作業部会なりなんなりの中で、例えば市政策として、ここをこのようにしていったらどうだろうかというようなイメージを膨らませるというか、そうしたものをしっかりと議論していただいて、もっと言うならば公共施設の削減という負のイメージではなくて、これからの未来の市民、子や孫に伝えていくためのそうした立地適正化計画、都市計画をつくるのだという強い自覚を持って、市民が期待を持てるというか、夢を持つことができるというか、さらに言うならばその計画が、例えば民間の経済活動なり民間資本の導入等が可能となるような、私はそうした期待、可能性といいますか、そうしたものに仕上げていかないと。

なかなか公共施設の削減、特に学校で言うならば仁賀小学校の統廃合はいまだに実現をしてないわけですから、声を大きく反対をすれば大丈夫だというような風潮がもし克服できないとするならば、例えば公共施設の37%、8%、あるいは40%の削減なんてのは、私は到底できるはずがないと思うわけです。

そうした意味では、この立地適正化計画において、もっともっと地域の実情なり、そうしたものを把握していただいて、どうすれば民間の知恵なり活力、あるいは民間の投資を呼び込めるような、そうした期待が持てるような計画にするかどうかというのは大変難しい作業だとは思いますが、ここの部分はやっぱり行政が担って、そしてこれで20年、30年後の町がこういう形になるのだというような夢なり、幻想であってはいけませんけど、そうした期待なり希望が持てるような計画に是非とも、各部長も事務局員でありますから英知を結集していただいて、そうした計画にさせていただくことを要望をしておきたいと思ひます。

それで、私も民生都市建設委員会の委員長として、いろいろと委員の皆様の御要望等お

聞きしながら委員会を運営させていただいております。そこで、民生都市建設委員会での中心議題の一つが、北崎地区における市営住宅跡地の利活用に関するものとなっております。また、廃校後の校舎、用地の利活用についても問題意識の表明がなされております。

竹原市公共施設等総合管理計画においては、建築物に関する記述はありますが、土地に関する記述は見当たらないように思います。竹原市公共施設等総合管理計画によれば、全ての公共建築物を耐用年数により更新した場合、今後40年間で819.2億円を要し、毎年更新費用の57%へ達する11.7億円の経費不足が見込まれています。これは、40年間の不足累計額とすれば、468億円にも達するという数字になるのです。まさに天文学的な気の遠くなるような数字であります。

竹原市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針が示した公共建築物については、学校教育施設については、安全性を考慮しながら有効な活用方策を検討するとし、老朽化した公営住宅については、引き続き解体を進め、統廃合を行い、段階的に用途廃止すると。また、集会施設についても人口減少や利用者数等を勘案しながら、地域での有効活用を念頭に地元団体へ移管するなど、規模、配置の最適化を目指し、現在の人口を基準に公共建築物の保有量の全国平均と同水準の約38%削減を目標とすることとしています。

学校施設については、有効活用できる場所もあると思いますが、その規模、地域事情等により利活用できないところもあろうと思います。そうであるならば、公営住宅同様にその用途を廃止し普通財産への分類替えをし、貸し付けなり処分をして、維持管理、更新費用に充当することも市民の財産である公有財産の有効活用となるものであり、まちづくりを進めるための財源とも、あるいは資源ともなるものであります。

そこで、総務部長に、例えばそうしたまず今ある学校施設あるいは用地、あるいは市営住宅の建物あるいは用地、一定程度もうまとまった区画なのです。そうしますと、おそらくは担当課なり担当部の方でそれを有効活用とするならば、新たな財源を必要とし、とてもではないけれども公共施設を再配置する、あるいは維持更新していくための費用がさらにかさむことになりますから。

そうしますと、行政財産から普通財産に分類替えをして、そしてそれを貸し付けるなり、あるいは売り払うなり等々のことも検討をされてしかるべきだと思いますけれども、この点について、総務部長、どのようにお考えですか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

財産の有効活用，利用，活用ということでございますが，行政財産として現在保有しております財産，議員からお話ございましたように，未利用のものもございますし，現在用途廃止等も検討されているものもあろうかと思いますが，そういったものは当然普通財産へ所管替え，また分類替えということになろうかと思いますが，そういったことをすることによって，再開発とかの予定もできるかもしれませんが，基本的には貸し付けないし売り払いということ，そこから得たお金をこれから進める事業への財源の充当というのは大変重要であろうと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） それで，今の部長の方から当然分類替えによる財産としての利用価値なり，あるいは処分ということも含めて財源の確保といいますかというような御回答をいただきました。

そこで，例えば今の，私も全体はなかなか判断できませんけれども，例えば吉名であれば，いろいろ議論はありましたけれども，新しく小中一貫校ができて4月1日から開校ということでしょう。そうしますと，私も都市整備課の担当職員とも議論させていただくのですが，今あの周辺の住民の方は当然高齢化もしておりますから，もちろん竹原へ買い物に出られる方もおられます，高齢者であっても。しかし，車をお持ちになられない。あるいは，車が運転できない。そうしたお年寄りの方が，今2軒ほど店がありますけど，歩いてあるいは手押し車を押して買い物に行っておられます。

今の立地適正化計画の中でも，歩いていける生活圏といいますか，そうしたものを一つのイメージなり策定の要素として考えておられますけれども，例えば吉名町に限定をすれば，かつてのコンビニが，ある意味で言えば私的な経済活動に伴う単なる商業資本と言われておりましたけれども，今日段階では災害時における対応等も含めて，ある意味コンビニが社会資本としても考えられるようになってきたわけです。

そうしますと，それぞれの地域には地域の実情があると思いますが，例えば吉名において今ある店を，今の立地適正化計画を20年で見ると30年で見ると，公共施設等総合管理計画では30年ですかね，計画間が。例えば，30年間そのお店がもつのだろうかどうだろうかという不安も実は住民の方，持っておられているのです。とてもではないけど10年，20年は見渡せないでしょう。

そうすると、やはりそこに公共施設があるわけですから、用地があるわけでありますから、今の立地適正化計画でいうところの公的不動産の活用をすることによって、今ある地域住民の消費生活を支えるインフラとしての商業施設を確保するようなことも、私は検討をされなければならないというふうに考えるわけです。それこそ、歩いていける範囲内で、手押し車であっても100歩歩けば3分や5分は休憩しながら行っておられる方もおられますけど、そうした意味で公的不動産の活用をしていくためには、やはりそうした行政財産から普通財産への速やかな切りかえも必要であろうと思いますので、是非とも総務部長の方におかれて担当部署と、また全庁的にそうした普通財産への分類替えをしないといけない行政財産を早急に洗い出していただいて、是非とも立地適正化計画における公有財産の活用なり、あるいは今の公共施設等総合管理計画を進める上において必要とされる財源に充当できるような形を早急に検討し、また具体化をしていっていただきたいと思えます。

なかなか今の委員会、特に民生都市建設委員会においては、従来の区分が行政改革により非常に狭められておまして、せつかく委員会において公有財産の有効活用等についての問題提起はされても、いやいや所管が違うのですということで、なかなか議論が深まりませんけれども、是非ともそうした問題も含めて立地適正化計画に反映をされ、またそれがそうした私どもの委員会における問題提起を真摯に受けとめていただけるような結果というものを是非とも出していただくよう要請をしておきたいと思えます。

それで、今の公有財産の更新とかそうしたことではなくて、賢い使い方です、賢い使い方。今の立地適正化法による公有財産の活用方法というのは、私もなかなかこれうまくやっているなというところにヒットできないのですけれども、例えば学校施設については、かなり全国的に活用され、それが全部成功しているよということにはならないと思えますけれども、もし教育次長において全国の事例の中で、例えば把握できている範囲内で構いませんので、廃校利用について、もし答弁できるのであれば答弁をいただきたいと思えます。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 全国の廃校施設の有効利用という御質問でございますが、まず文部科学省におきまして、平成26年5月に全国の学校の廃校の活用状況の調査の公表をされておまして、これについては平成14年度から平成25年度の12年間における廃校の活用状況の数値等をまとめているもので、文部科学省のホームページ等で

閲覧することができます。

全体の12年間で5,800強の廃校がある中で、活用されているものが3,580数件、約7割が活用されているというような状況の中で、具体的な個別の事例も掲載をされておりますけども、交流体験宿泊施設であるとか文化支援施設であるとか、それから福祉診療所、それから工場、加工施設、教育施設等々、様々な活用事例もその中には掲載をされておりますので、我々としても今現在抱えてる施設の有効活用につきましては、こういったものを今参考に取り組を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 残り5分となっております。

10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） いずれにしても、どういう形がいいのかわかりませんが、そうした廃校を利用して地域振興に成功したところもあるようであります。

とりわけ、例えば忠海の東小学校で言えば、今ある施設に接続をして港湾整備事業でつくった土地もあります。そうしますと、例えば宿泊施設であるとか交流体験施設であるとか、様々な用途が私は考えられると思うのです。是非ともそうしたこともいろいろな事例も研究をしていただいて有効活用して、せっかく市民が、先輩が積み上げてきた市民共有の財産でありますから、地域振興の上においても有効活用できるように御努力をしていただきたいと思えます。

それで、もう時間も迫ってまいりました。先ほども申しましたように、秦野市であります。秦野市の市長は、この秦野市公共施設再配置計画の中でこのように言っておられます。いち早くこの問題に危機感を抱き、その対策を考え始めました。その結果、選んだ答えは公共施設の縮減という困難な道でした。以来5年間、その困難な道の上を歩んでまいりましたが、様々な障害が待ち受けていたことは御想像のとおりです。しかし、そこで諦めてしまったのでは子どもたちや孫たちの世代に大きな負担を残していくこととなります。私は、市政のかじ取り役として将来の市民にも責任ある市政運営をしなければならないとの一念のもとに、公共施設の再配置を進めてまいりました。5年を経過したとはいえ、この取組はまだまだ始まったばかりです。現在の市民の責任として、今後も公共施設の再配置を進めていきたいと考えておりますと、このように訴えておられます。

私どもも、お互いでき得ればそうした問題意識を共有しながら、今後の議員活動なり、委員会活動を進めていきたいと思えます。

以上をもって一般質問を終わります。

議長（道法知江君） 以上をもって10番宮原忠行議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

先に議長から一言申し上げます。

本日の質問通告に関する補助データ資料の添付について、川本議員より許可申請がありましたので、これを許可の上、配付しておきます。

質問順位2番、川本円議員の登壇を許します。

6番（川本 円君） ただいま議長より許可をいただきました快政会の川本円でございます。

発言通告に従いまして、平成29年第4回定例会一般質問をさせていただきます。

今回は、学力・学習状況調査から見た竹原市教育行政と課題についてお伺いしたいと思います。

このたび、平成29年4月に実施されました全国学力・学習状況調査と、6月に実施の広島県基礎・基本定着状況調査の結果が公表されました。結果内容としましては、全国学力・学習状況調査の小学校については、国語A、主として知識、国語B、主として活用、算数A、算数Bの全てにおいて、全国平均、県平均を上回る結果となり、竹原市の目指すところの基礎学力の定着、向上に大きく前進した形となりました。

しかし、中学校においては、国語A、B、数学A、Bの全てにおいて、全国平均、県平均を下回り、特に県下14市9町の中でもかなり低い水準という喜ばしくない結果となりました。また、広島県基礎・基本定着状況調査においては、小学校、中学校ともに、教科によっては若干のばらつきはあるものの、全国平均、県平均に肩を並べる結果が出ております。

ここで着目したいのは、全国学力・学習状況調査の中学校において結果がかんばしくなかったことに対して、教育委員会はどのように受けとめ、またどのような対応をされるのか、まずお伺いしたいと思います。

竹原市総合計画後期基本計画の中にも明記されている、基礎学力の定着・向上の中で

は、児童生徒の基礎学力の定着，向上を図るため，学力・学習調査等の結果を生かした授業改善や指導方法の工夫を行いますとありますが，当然学力の向上について言えば，児童生徒はもちろんのこと保護者も強く望んでいるところでもあります。また一方では，この全国学力・学習状況調査の対象学年が小学校，中学校ともに限定されていることにより，年度的にばらつきが生じると言えますが，個人的にこの結果を重く受けとめなければならない案件だと思います。

言いますのが，私の知り合いの話ではありますが，地元の小学校を卒業と同時に市外の中学校へ入学をして現在も通っておりますし，知り合いの家庭は，小学校へ入学するに当たって市外へ転出したと報告を受けたこともありました。

ここで私が述べたいのは，今回の学力・学習状況調査の結果だけにとどまらず，児童生徒のために学校を変更したり転出する家庭があるという事実から，人口減少や人口流出問題にも広く関わってくる可能性があるということでもあります。

ただ単に学力テストの点が上がればよいというわけではありません。施策の目標でもある知・徳・体のバランスのとれた子どもを育てることが大切なのはわかっておりますが，子どもの学力向上については即効性なもので解決するとは思えません。常日ごろからの積み重ねが重要でなかろうかと思われます。

竹原市としては，早い段階より ICT教育をはじめとする先進的な取組を実施しており，全国より視察にいられていると聞いております。これらの取組が，学力向上に向けて直結することを強く望むところではありますが，今後短期的な学校指導を含めた何らかの改善が必要ではなかろうかと思いますが，教育委員会としてはどのように考えておられますか。

また，決算特別委員会でも言いましたが，竹原市の予算の中で，ICT活用教育の推進に関わる予算や食育の推進，学校環境の整備には確かに予算づけはありますが，子どもの学力向上，定着に直接関わる予算は組まれておりません。今後，竹原市を支えてくれるであろう子どもたちに，少しでもよい環境で確かな学力をつける意味でも予算措置が必要になってくるのではないのでしょうか。

最後になりますが，義務教育はどのような状況下においても小学校6年間，中学校3年間しかありません。この限られた期間において，竹原市が今教育的に何をやっておかなければならないのか，また「ふるさと竹原の強みを生かしたさらなる挑戦」の中に，当然教育も含まれる話であります。今後の竹原市の教育の方向性と今回の結果に対する対応につ

いて御答弁をいただきたいと思ひます。

壇上での質問は以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（道法知江君） 順次答弁願ひします。

教育長。

教育長（竹下昌憲君） 川本議員の質問にお答ひいたします。

全国学力・学習状況調査につきましては、毎年4月に小学校、中学校において特定の学年を対象に実施しており、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析することで、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への指導内容や指導方法の改善、充実を図っていくことが大きな目的となっているものであります。

このような趣旨、目的から、各学校におきましても自校の各教科における結果を分析し、指導上の課題を明確にするとともに、明らかになった課題をもとに授業改善を図っているところであります。

学力向上に向けた教育委員会の取組につきましては、竹原市学校教育ビジョンにおいて確かな学力の向上を基本方針に掲げ、各校での授業改善等を通じて学力向上に向けた取組を行っているところであります。

特に、本市の特色ある取組の一つでありますICT活用教育につきましては、平成29年3月31日に告示されました次期学習指導要領総則においても、情報活用能力の育成を図るため、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることと明記されておりますように、全国的にも取組を進めているところであります。

本市におきましては、国や県に先駆け、電子黒板やタブレット型端末等を活用した教育を推進しており、児童生徒が幅広い知識を身につけたり情報を分析したりする有効な手段として学力の向上に寄与しているところであります。こうした継続的かつ効果的なICT機器の活用は、長期的な視点で見ますと竹原市全体の児童生徒の思考力、表現力の向上につながっているものと考えております。

本市の教育の方向性につきましては、竹原市学校教育ビジョンに示しているとおおり、就学前教育の推進、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくり、充実した教育環境づくりの6つの基本方針のもと、具体的に教育施策を推進しているところであります。

この基本方針の一つであります確かな学力の向上につきましては、教科の授業力を向上させるための研修や、若手、中堅教員の人材育成を目的とした研修の実施、また今年度から実施しておりますイングリッシュキャンプや竹原市独自の英語検定などの予算措置も含め取組を進めているところであります。今後におきましても、竹原で学んでよかったと思える児童生徒を育てるため、引き続き知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、最初にお伺いしたのが、今回の全国学力・学習テストの件についてだけ先に触れたいのですが、まず教育委員会は今回の点数のことについてはどのように受けとめ、どのような対応をされているかというのを、まず一番最初にお聞きしました。それに対するお答えが、まず全国学力・学習状況調査の意味です。

どういうふうに言われているかということ、目的として児童生徒の学力や学習状況を把握し、その課題を検証する。なおかつ、その改善を図ることが大きな目的であるというふうなお答えで返ってきております。まさにそれはそうなのでありますが、単に今回点数が悪かったということについての認識というか、教育委員会としてはどういうふうに思っておられるかというのを改めてお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今回、29年度の全国学力・学習状況調査の中で、とりわけ中学校の結果ということで、これについての教育委員会の受けとめという御質問でございますが、この中学校の調査結果につきましては、各教科において課題が明らかになっております。

その中で、議員の御質問の方からも少し御説明がありましたが、全国学力・学習状況調査におけるA問題、これについては基礎的、基本的な知識、技能が身につけているかどうかを見る問題、それからB問題については基礎的、基本的な知識、技能を活用することができるかどうかを見る問題とされておりますが、今年度の中学校におきましてはA問題、B問題、両方におきまして指導、改善が必要な課題が出ております。

教育委員会といたしましても、この結果を重く受けとめまして、課題改善に向けて取組

を進めてまいりたい、そのように考えております。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

一応、冒頭に議長の方から紹介していただきました具体的な調査結果がお手元の方に、議員の皆様、理事者側にも資料渡しております。今お話ししている全国学力・学習状況調査というのが4月に全国一斉に行いました調査結果でございます。わかりやすいように色をつけておりますので、それをごらんになって話を聞いていただければと思います。

それでは、次に参りますが、各指導上の課題が見えてきたというお話でございます。明らかになった課題をもとに授業の改善を図っているというふうにお答えしておりますが、では、明らかになった課題とは、竹原市全体でいうその課題とはどういうことなのでしょう、具体的に教えていただけますか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 全国学力・学習状況調査の中学校の結果に関わりまして、具体的にどのような課題が明らかになっているかということで、各教科ごと、少し長くはなりますけども、各教科における課題となっている問題について御説明をさせていただきます。

まず、国語科についてでございますが、国語A問題におきましては読むことの領域に課題があり、その中でも文章の構成や展開、表現の特徴について自分の考えを持つことが課題としてありました。また、楷書と行書との違いを理解すること、それから古典の作品の種類理解などの伝統的な言語文化と申しますか、そういう国語の特質に関する事項、この領域においても課題が見られました。それから、国語B問題におきましては、集めた材料を整理して文章を構成する、必要な情報を集めるための見通しを持つ、こうしたことなどの書く領域に課題が見られました。

次に、数学科についてでございますが、数学A問題におきましては、円柱の体積を求め、証明の根拠として用いられている三角形の合同条件を理解する、こうしたことなどの図形の領域に課題がございました。また、与えられた度数分布表について、ある階級の相対度数を求めるといった資料の活用の領域において課題が見られました。数学B問題でございますが、数と計算の領域におきまして、与えられた説明の道筋を読み取り、事象を数学的に表現することに。資料の活用の領域では、与えられた情報から必要な情報を選択し、事象に則して解釈する。そういったところに課題が見られました。

全ての教科，問題に共通する課題としましては，本市の中学校の無回答率，回答しなかった無回答率を県と比較しましたところ，非常に高いという点がございませう。特に，国語のB問題，それから数学の問題につきましては，県全体よりも1.5倍から2倍近く無回答率が見られたという状況にございませう。これらの課題につきましては，各中学校におきまして授業改善を通して各教科，領域における課題を解決するための指導方法の工夫，改善を図ってまいりたいと考えております。

また，無回答率につきましては，減らすための効果的な取組等を研修の場で共有をしまして，実際の授業で生かすなどの取組を進めているところでございませう。

以上でございませう。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

無回答率がほかより高いということが大きなネックになっているというふうに認識いたしました。

今度，具体的なその課題がほぼほぼ明らかになって，今度学校単位にそれを改善を求めるわけだ。というのは，毎年学校には今年目標，指針なり，こういうものに力を入れてやっていこうというのを紙ベースで出ているわけだ。ございませうが，教育委員会としては，ではそういった具体的な取組に対して，どういうふうな学校向けのアプローチなりアクセス，働きかけをやるのか，これを教えていただけませんか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 授業改善に向けた具体的な取組ということでございませうが，まず学校におきましては，この全国学力テストと広島県の基礎・基本定着状況調査を含めて学力調査の結果を受けまして，分析それから課題等を明確化をする中で，今後の授業改善の方向性と具体的な改善方法を示した学力向上のための改善計画というものを作成をしまして，その計画に沿って取り組んでいるところでございませう。

定期的に授業改善の成果を見て，学力定着の変容を明らかにしていくためのテスト等の実施をしながら，その進捗状況を学校のホームページで公開をしているところでございませう。また，各授業におきましては，自分で調べたことや考えたことをわかりやすく文章に書かせる指導，こういったことなどの考え，書かせる活動を通じまして，課題となっている無回答率の減少を目指しているところでございませう。

教育委員会の取組といたしましては，学力調査の結果に課題があった学校を重点的に指

導、支援しております。その取組内容としましては、学力向上の取組についての進捗状況を定期的に校長へヒアリングを行ったり、学校訪問を通しまして授業改善に向けての指導を行ったりするなど、教育委員会と学校が一体となりまして学力の向上に向けた取組を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

適切に指導をしていただいて、来年はしっかりした学力の向上に向けた成果が出ることを非常に期待しているところでございます。

それでは、今回の学力調査、全国の方です。重点的にお話をさせていただきましたが、いずれにしてもこういった学力調査、テストというのは、やっぱり中・長期にわたって日ごろからやっている勉強の成果がここで試されるというふうなことだと思います。ですが、やはり中・長期的なことも大事ですけど、短期的な処置も私は今回のこの結果を見て必要ではなかろうかと思っております。

例えば、ほかの市町を見ますと、公的な塾の設置等であるとか、あと大学生を中心にしたボランティアの生徒が小学生、中学生の宿題なり勉強なりを見るというふうなことも聞いたことがございます。そのあたりで、今竹原市が抱える問題の一つとして、教育委員会としてそういった短期的な処置、何か流れをつくるというお考えはございませんか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 学力向上に向けた短期的な取組が必要ではないかといった御質問かと思えます。

今年度の学力調査の趣旨を踏まえまして、年間を通じて計画的に各学習に関連した前学年の学習内容の復習、それからこれまでの学力調査における各問題の出題をされた意図を理解しまして、その傾向を踏まえ、各授業の教材研究それから指導方法に生かすなど、我々としては継続的な取組が重要ではないかというふうに考えております。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） そのあたりもしっかりやっていただきたいと思えます。

次、答弁のところで、取組の中で人材育成を目的とした研修とか、今回やりましたイングリッシュキャンプ、英語検定ですか、実施されてさらなる学力の向上にという話でございしますが、またどのように実施したことが反映され、またそれをやることによってどのよ

うな結果をもたらしたのかというのを伺いたいのですが。研修がだめとか、イングリッシュキャンプがだめとかそういう問題ではなく、非常にいいことなのですが、これが学力向上にどういうふうに結びつくものなのかというのがわからないので、教えていただけたらと思います。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 人材育成の研修であるとか、もろもろの事業がどういふふうに学力向上に反映をしているのかといった御質問でございますが、まず授業改善を目的としました教職員の研修を通しまして、教材、器具の工夫、それから導入であるとか質問の工夫など、具体的な授業の改善を明確にすることによりまして、わかりやすい授業づくりを目指しているところでございます。

その結果、小学校におきましては高い学力を維持しておりますが、また中学校におきましては、今年度の広島県の基礎・基本定着状況調査において県全体の平均を上回る結果となっております。このように、各教職員が研修を通しまして授業改善を図った結果、学力の向上としてその成果があらわれてきているのではないかとこのように考えております。

また、今年度実施をしておりますイングリッシュキャンプに参加した児童生徒、その保護者を対象としたアンケート結果ではございますけれども、多くの児童生徒がイングリッシュキャンプを通して英語を使ったコミュニケーションの楽しさを感じたり、英語の授業に対する意欲を高めたりすることができたというふう実感をしておりまして、その結果、英語学習への学びに向かう力が高まっているのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

是非とも、せっかくいいことをやっているのです、点数の方も上がるようにつながっていければと思います。

先ほどの休憩時間に、先輩議員から指摘というか、私の方に言ってこられたことがございまして、今回資料を出させてもらっている中で、小学校が、見ると非常に県平均、全国平均よりいいのにも関わらず、中学校になったら途端に悪くなっているというふうなことの指摘をいただきました。過去3年、27年から29年まで見てみますと、やはりそういう傾向がここ3年強いのです。

なぜかなと、単純に。せっかく小学校でいい点を取っているのに中学校に入った途端に

平均を下回るような結果になっているというのは、これ具体的に何か理由とかそういうのが、要因とかというのがあるのでしょうか。それについて、お分かりであればお答え願います。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 小学校から中学校に上がる中で、結果がついてきてないというような御指摘かと思いますが、我々としましてこの全国学力・学習状況調査につきましても、教育長が壇上で御答弁申し上げましたように、結果がいいにこしたことはないというふうに思っておりますけども、ここの部分については、先ほど来から具体的な御説明もさせていただきましたとおり、本来の趣旨としましては、こういう授業改善であるとか、そういう部分の課題を明確にするという部分が趣旨でございますので、その部分についてはここ数年来の結果が、例えば特定の学年が悪いとかそういったことではなくて、我々としまして、先ほど御答弁申しましたように、学校と連携する中で改善をしていくべきところは改善をしていくということで、市として小中学校の教育環境をさらに充実をさせる中で、教育の質を上げてまいりたいと、そのように考えております。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） わかりました。

それで次に、教育とはずれたかもしれませんが、人口減少、流出問題について、教育から見た流出問題について質問させていただきました。

これ、市長にもよく聞いていただきたいところでございますが、まず今回の私の質問するに当たって、実際保護者の方から直接私の方に連絡がありました。これは、全国学力テスト並びに広島県基礎・基本のテストを終わった後に電話をいただきまして、その折に、公開しているわけですから、保護者的に見れば非常に残念であると。一生懸命頑張っているのにテストの点がよくなかったのも、非常に残念と同時に、やはり竹原市全体の教育が低いと思われるのが非常に悔しいというふうにおっしゃってございました。ひいては、これから小学校に上がる、または中学校に上がる際において、どうしてもほかの市町の方がいいのではないかなというふうな印象づけにもなったらいけないので、是非とも一般質問に加えてもらえないかというふうな話で、今回させていただきます。

データがあればでよろしいのですが、例えば小学校から中学校に上がる際において、竹原市以外の中学校に通われている生徒さんが全体の割合で言うとどれぐらいの割合になるかというのがわかれば教えていただきたいのですが、よろしいですか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 区域外の就学者数のお尋ねかと思いますが、29年度の入学予定者数をベースに申し上げますと、入学予定者数が29年度は210名のところ、区域外の就学者数が18名、うち特別支援の方が3名ということなので、全体の割合としては9%弱、8%強ということになるかと思えます。

議長（道法知江君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） これは、当然先ほど私が言ったように、学力をもっと上のランクを目指して移る方もいらっしゃるし、当然家庭の事情等々もございますから、一概に全部これが当てはまるとは言いません。ですが、私がここで注意喚起したいのは、やはりそういった竹原市の学力が低いと思われるような要因、人口流出に関わる要因をつくってはいけないということを強く述べておきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

最後になりますけども、まず教育委員会を取りまとめる長の教育長に最後お伺ひしたいと思えますが、途中でも言いましたように、小中合わせて義務教育9年間という限られた期間の中で、今後竹原市の児童生徒にどのような教育を実施され、またどのような力をつけさせるべきなのかをお伺ひして、私の一般質問は終わりにさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 川本議員さんの御提言、るる御答弁申し上げましたけれども、議員さん御提言のように、基礎学力の定着ということに関しましては、私どもも充実した取組をしていかなければいけないと、このように考えております。しかしながら、知・徳・体、総合的な子どもの育成ということに鑑みまして、知・学力、徳・豊かな心、体・健やかな体、この総合的な育成を図っていくことが大切な中身であろうというふうに考えます。

学力向上はもちろん大事な中身です。ですが、学力至上主義ということに陥るのではなくて、総合的な育成を図っていく。あるいは、運動能力の高い者はスポーツ選手、あるいは芸術的才能が高い者はそういった方向、それも子どもたちの能力を高めていく大きな取組の一つになるろうというふうに考えております。

とは申しましても、その基本となるのは学力でございます。そのためには、より一層学校の先生方は非常によく頑張っておられると私は思っております。今でも頑張っておられると思っております。その工夫、改善をいかにしていくか、1年間通してどのようなスキ

ル、どのようなドリルをしていくか、それを教育委員会ともどもに学校と協議しながら取組を推進していくと同時に、市長部局あるいは関係機関と連携しながら、それ以外の要素、阻害要因、例えば家庭内のDVであるとか経済的な状況であるとか、そういった家庭も多々ございます。そういったところの改善を図っていく取組もあわせて行っていくことが、子どもたちの健やかな成長につながるものと考えております。

ともあれ、基本であります知・徳・体の充実した取組を、今後とも鋭意進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 以上をもって6番川本円議員の一般質問を終結いたします。

1時50分まで休憩をいたします。

午後1時32分 休憩

午後1時47分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、松本進議員の登壇を許します。

13番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。

発言通告に従って一般質問を行います。

第1番目の質問は、竹原市公共事業の適正な契約と入札制度の改善についてです。

2016年度の決算資料によると、建設工事等の予定価格に対する請負金額の落札率は、最低制限価格の75%から80%未満が21件28.4%、その内75%台は10件13.5%となっています。また、不成立は11件14.9%で、その合計は32件43.2%です。業務委託契約についても、予定価格に対する落札率は、建設工事契約でいう最低制限価格75%を下回る契約は11件44%となっています。

予定価格は、公共工事の発注者である竹原市が材料費や労務費や管理費などを積算し、構造物を完成させるために必要とされる金額の総計です。また、予定価格の積算の労務費の積算根拠は、設計労務単価、いわゆる農林水産省と国交省の2省協定賃金で決定されています。公共事業の受注者は競争入札により決定されるため、受注金額、請負金額は予定価格を下回ります。

そこで市長に質問します。

1点目に、請負金額が最低制限価格75%近くでは、市内業者の経営に深刻な影響を与えます。早急な見直し、90%台の最低制限価格の引き上げは急務です。地元業者の要望

を実現し、地元経済の振興の決め手となる入札制度の改善、充実について市長の認識と対応を伺いたいと思います。

2点目に、竹原市公共工事の競争入札で、不当に低い価格の入札を防ぐ仕組みについて、広島県が昨年6月から導入した低入札価格調査制度を竹原市も導入すべきではないでしょうか。その課題、技術者等の人事、予算はどのようになりますか。

3点目に、公共工事の設計労務単価の推移を見ると、全職種平均で1997年の日額2万3,295円から2010年の1万6,432円と連続低下し、13年間で6,863円減額、29.46%減率であります。竹原市における設計労務単価の推移、2010年度から2017年度ではどのようになりますか。

また、連続低下の設計労務単価を積算根拠に予定価格が決められており、入札執行ではさらに請負金額、受注金額が低い受注金額となれば、ますます労働者の賃金が低下となり、地域経済は潤いません。

そこで、市長に伺います。

竹原市公共事業の受注業者が労働者に適正な賃金の支払いを担保する公契約条例を制定すべきですがいかがでしょうか。2009年12月市議会で、私は公契約条例の制定を提案しています。適正な賃金支払いの実効性ある担保はどのようになっていますか。公契約条例に伴う技術者等の配置や予算はどのようになりますか。お尋ねします。

4点目に、竹原市斎場管理運營業務の委託について質問します。

平成29年8月1日から3年間の業務委託契約は、月額委託料41万400円で火葬業務の配置職員は常勤者2人とパート1人との説明がありました。

そこで市長に質問します。

前の委託契約の月額委託料と火葬業務の配置職員数と勤務形態はどのようになりますか。今回の火葬業務の入札に伴う設計金額、いわゆる予定価格とその労務費の積算設計単価、配置職員数等の人件費は幾らになっていますか。市内業者に仕事を確保、育成する対策はありますか。

5点目に、吉名、忠海小中一貫校整備工事と中央地区雨水管渠整備工事に伴う、元請業者、元請金額、各事業ごとの竹原市内の下請業者数、下請金額についても伺います。

2番目の質問項目は、生活を脅かす国民健康保険税の負担軽減をというテーマでお尋ねします。

多くの竹原市民が高い国保税に苦しんでいます。2016年度竹原市国保決算の滞納者

は667世帯，加入者の15.8%です。高くて払えない国保税未納者の所得状況は，83.5%が年間所得200万円未満のワーキングプア，いわゆる働く貧困層で占めています。

国保制度は構造的な問題を抱えています。その一つは，国保は低い所得者が多く所得水準が低いのが特徴であり，1965年と2014年を比較すると，加入者の構成比が大きく変化し，農林水産業は42.1から2.5%へと激減，自営業者も25.4から14.5%へと大幅に減っており，かわりに無職者が6.6から43.9%へと激増。被用者，非正規労働者などが19.5%から34.4%へと3分の1以上を占めています。国保加入者の所得階層別割合で1990年から2012年の推移を見ますと，所得なしが18.2%から23.7%へ，所得100万円未満は23.1から25.1%へ，100万円から200万円未満は24.7%から25.1%であり，低い所得者層200万円未満が66%から76%へと10ポイント増えています。

このように，国保財政基盤が一段と弱くなっています。2番目には，被用者保険の加入者等が定年退職後に国保に移ってくるために，他の医療保険と比べて年齢構成が高く，必然的に医療費水準が高いことでもあります。

そこで市長に質問します。

1点目に，竹原市の国保加入者の構成変化はどのようになりますか。その所得別階層割合はどのようになっていますか。お尋ねします。

2点目に，2018年4月からこれまでの国保財政の運営責任が竹原市から広島県へと変わります。この制度の見直しの効果は，新しい財政運営の仕組みによって，市の財政は従来に比べて大きく安定しますとされています。この国保制度の見直しによって，国保制度が抱える構造的な問題が解決され，現行国保税の負担が大幅に軽減されるのか，お尋ねしておきたいと思います。

3点目に，現行竹原市の国保税は生活を脅かす重税であります。この負担を軽減し，安心して医療を受ける施策は緊急の課題であります。私は，今年の3月市議会でも高い国保税の実態の改善を強く求めました。

竹原市の試算によると，夫婦40歳代，子ども15歳の3人家族で年収が311万6,000円の竹原市国民健康保険税，資産なしは37万9,400円，年収の12.2%です。その家族の所得税2万4,963円，住民税5万9,300円，国民年金38万6,220円の合計84万9,883円を差し引くと，月額可処分所得は18万8,843円

です。

同じ家族の月額生活保護費は18万6,086円です。生活保護費との差額はわずか2,757円です。

そこで市長に質問します。

今の竹原市の高い国保税は、憲法25条の生存権を脅かすことは明確ではないでしょうか。

2つ目に、2016年度決算の国保税滞納者の認識はどのようにお考えですか。市長にお尋ねします。

次は、竹原市の国保税の申請減免制度の主な適用条件と過去5年間の利用実績について伺います。また、市国保税の所得割限度額の撤廃による増収は幾らになりますか。この財源を申請減免制度の拡充に活用できませんか。具体的には、所得が生活保護費の1.1から1.5倍までを対象に、国保税の所得割を50%から10%に減額する提言について、市長はどのようにお考えですか。お尋ねしておきたいと思います。

以上が壇上での質問です。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。最低制限価格制度につきましては、一般競争入札により、工事または製造、その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認める時は、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みした者のうち、最低価格をもって申し込みをした者を落札者とすることができるものとして地方自治法施行令第167条の10第2項に定められております。

こうした最低制限価格制度の趣旨につきましては、公共工事は採算性が確保できないような価格で入札した業者に落札させた場合、工事の品質を確保することができない可能性が大きくなるため、業者の採算性も配慮した上で、最低下限価格として最低制限価格を設定しているものであると認識いたしております。

本市における入札手続につきましては、より公平性と透明性を高めるため、平成27年6月から予定価格が3,500万円以上の公共工事を対象として一般競争入札を試行的に

導入し、その後、平成28年6月から対象工事の予定価格を500万円以上に引き下げ、さらに今年度6月からは130万円以上に引き下げた上で本格実施とし、改善、充実を図ってきたところでございます。

低入札価格調査制度につきましては、一般競争入札により、工事または製造、その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者の当該申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める時、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認める時は、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みした者を落札者とすることができるものとして地方自治法施行令第167条の10第1項に定められております。

本市における公共工事の入札につきましては、適切な入札を通じた契約手続を念頭に置くとともに、事務負担にも考慮し、県内のほとんどの自治体も採用している最低制限価格制度を採用していることから、低入札価格調査制度については採用していない状況であります。

労務単価につきましては、国土交通省及び農林水産省が毎年実施している公共事業労務費調査に基づき、51の職種にわたり公共事業の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を各都道府県別に定めているものであり、本市における公共工事の工事費につきましては、国が定めた広島県の公共工事設計労務単価によって積算をしております。

こうした中で、51職種の労務単価の平均値の推移につきましては、平成22年の1万5,998円から年々上昇を続けており、平成29年は2万1,393円と5,395円増加し、その上昇率は33.7%となっております。

公契約条例につきましては、使用者と労働者間の雇用関係上に生じる賃金、就業時間、休息、その他の労働条件に関する基準が、最低賃金法や労働基準法、労働契約法など各種法令において定められている中で、労働者に支払う賃金の額等に条例で強い規制をかけることが使用者の経営の自由度をより制限することにもつながるため、これについて様々な考え方があるものと認識しており、その上で条例制定につきましては、これまでも答弁してきたとおり、賃金その他労働者の労働条件の向上のための規制は、効力が一地域に限定される条例ではなく、国全体の政策として実施すべきものとして、基本的には国の法整備により必要な措置が講じられることが望ましいものと考えております。

竹原市斎場火葬業務につきましては、平成20年度から一般競争入札により業者を決定し、委託契約を締結しているところであり、前回委託契約の月額委託料は48万6,000円、火葬業務の職員の配置数と勤務形態は、斎場管理運営業務委託仕様書において業務内容や業務体制を定め、受託者がこれに基づいて業務を遂行しております。

今回の入札に伴う設計金額につきましては、火葬業務等に係る人件費や施設の管理に要する経費等から金額を設計したものであり、人件費は国の建築保全業務労務単価などを参考に積算し、これに健康保険料等の法定福利費を合わせた金額としております。また、市内業者の仕事の確保、育成につきましては、市内業者の入札参加が図られるよう、斎場火葬業務委託入札参加者募集要項において参加申込資格の見直しを行っております。

竹原市斎場管理運営業務につきましては、地方自治法に基づき一般競争入札により契約を締結したものであり、住民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生、その他公共の福祉の見地から火葬が支障なく行われるよう、円滑かつ適正な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

忠海地区及び吉名地区での小中一貫校整備事業と中央地区の雨水管渠整備工事につきましては、まず忠海地区小中一貫校整備事業の解体工事における元請業者は創建ホーム株式会社で、発注金額は1,265万7,600円、市内下請業者数は2業者であり、建設工事における元請業者は山陽建設株式会社で、発注金額は10億4,220万円、市内下請業者数は4業者であります。

吉名地区小中一貫校整備事業の建設工事に係る元請業者につきましては、平原・勝谷特定建設工事共同企業体で、発注金額は3億9,017万1,600円、市内下請業者数は4業者であり、電気設備工事における元請業者は株式会社中電工で、発注金額は1億2,139万2,000円、市内業者は下請として入っておりません。同事業の機械設備工事における元請業者は株式会社三共冷熱で、発注金額は7,041万6,000円、市内下請業者数は1業者であり、部室・放課後児童クラブ整備工事における元請業者は株式会社中国工業開発で、発注金額は4,047万8,400円、市内下請業者数は1業者であります。

中央地区雨水管渠整備工事における元請業者につきましては、三興・青木特定建設工事共同企業体で発注金額は9,503万5,680円、市内業者は下請として入っておりません。

なお、下請業者の請負金額につきましては、民間事業者間における契約に関することで

あり、また具体的に答弁し公になることによって関係する事業者が不利益につながるものが想定されるため、ここでの答弁は差し控えさせていただきます。

次に、2点目の御質問についてであります。厚生労働省が実施している国民健康保険実態調査における職種別世帯数につきましては、市町村単位の集計は公表しておりませんが、平成19年度と平成29年度の国民健康保険税の所得割における所得区分を比較すると、農業所得が1.9%から0.74%、営業所得が8.66%から11.65%、給与所得が13.61%から20.32%、年金雑所得が41.73%から38.83%、無職が29.22%から23.71%、その他が4.88%から4.75%へと変化いたしております。

世帯の総所得金額の割合につきましては、所得なしの世帯は29.04%から23.53%、所得100万円未満の世帯は24.74%から33.39%、所得100万円から200万円未満の世帯は25.9%から25.4%へと変化いたしております。

国民健康保険制度の改正による税負担の軽減につきましては、現行の制度は少子高齢化の進展に伴い年齢構成が高くなるとともに、高度医療の普及などによって医療費水準が高まり、保険給付費が急増するなどの課題が浮き彫りになる中、財政規模が小さい市町村のみで運営が困難な状態となっていることから、国民健康保険制度が改正され、公費による財政措置が拡充されるとともに、都道府県が国民健康保険の財政運営を担うこととなりましたが、この制度改正は制度の安定化を図り、持続可能な医療保険制度を構築するための改正であると認識いたしております。

なお、保険料につきましては、県内の被保険者が負担能力に応じて保険料を負担することにより、より公平な制度となるものと考えております。

国民健康保険税の負担と生存権の関係につきましては、国民健康保険税の算定方法においては、前年度所得が課税の算定基礎になることや保険料としての性格があり、受益者負担の原則から所得のない被保険者も課税対象になるため、納付が困難になる場合があります。こうした納税者に対する救済は、重要なことであると認識しており、このような場合には納税相談等を行うなど実態把握に努め、生活保護制度の適用等が必要な方に対しては、関係課が連携して対応することで、生存権の保障は適切に行われているものと考えております。

平成28年度決算における国民健康保険税の滞納状況につきましては、滞納世帯数が667世帯で、対前年比21世帯の増加。滞納処分の状況につきましては、差し押さえ件数

が26件で22件の減少、交付要求2件で3件の減少、執行停止130件が77件の減少となっております。

今後におきましても、期限内に納付している納税者との公平性を欠くことのないよう積極的な債権確保に努め、新たな滞納を発生させないよう、現年度分について文書、電話、訪問による催促などを重点的に行う一方で、こうした取組においても納付いただけない場合については、納付能力の有無を判断し、差し押さえや滞納処分の執行停止など、法令に基づいた適切な事務処理を行うことで、今後も債権確保に努めてまいりたいと考えております。

申請減免制度の主な適用条件と利用実績につきましては、主な適用条件として3つの条件があり、まず国民健康保険法第59条の規定に基づく刑務所、少年院等への収容により療養の給付等が行われない期間がある者に対する減免につきましては、平成24年度が12件26万8000円、平成25年度が3件22万9,200円、平成26年度が4件42万3,800円、平成27年度が3件12万6,100円、平成28年度が6件12万9000円の実績があり、次に、社会保険や共済組合などの被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、被扶養者から国民健康保険の被保険者になった65歳以上の人に対する減免につきましては、平成24年度が10件28万3,500円、平成25年度が17件43万8,700円、平成26年度が20件54万5,700円、平成27年度が18件51万1,800円、平成28年度が15件47万5000円の実績があり、次に、収入が激減した者に対する減免につきましては、平成24年度が2件29万6,200円、平成26年度が1件18万1,700円、平成27年度が1件10万9,400円の実績があり、平成25年度と平成28年度は申請がありませんでした。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、地方税法において定められており、その限度額を条例で適用している本市においては、課税限度額の撤廃はできないことから、課税限度額の撤廃による税収増を減免の財源には活用できないものと考えております。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） それでは、再質問に入ります。

第1番目の質問、竹原市の公共事業の契約に関わる、あるいは入札制度の問題でお尋ねしました。

決算資料も引用して壇上で述べましたように、最低制限価格75%程度の落札が大きな比重を占めておって、こういった低い入札請負金額では、この竹原市経済の振興にとって

はかえってマイナスになるのではないかということで、この入札制度の改善ということをあえて提案しているわけであります。

そこで、そもそもになりますけれども、確認を含めてお尋ねしたい第1点は、最低制限価格、この決定は市長自身でできると私は認識しているのですが、その点をもう一回確認をしておきたいと思います。法的根拠についても、わかればお尋ねしておきたいと。

それから、最低制限価格の積算がありますけれども、平成26年6月以降、こういった引き上げる方向での見直し、この最低制限価格というのは直接工事費とか現場管理費とか、等々あります。ですから、ここに掛ける率がありますけれども、この26年度以降引き上げる方向での見直しがどのように行われたのかをお尋ねしておきたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

まず一点目の、最低制限価格につきまして、市長が決定できるのではないかということでございましたが、それは市長が決定をいたしております。

あともう一点は、最低制限価格の引き上げと、見直しが行われたかということでございますが、本市の場合見直しは行っておりません。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 今御答弁がありましたように、最低制限価格そのものは市長自身が決定できるというふうに自治法施行令でも述べられております。それで、平成26年度以降、最低制限価格そのもの見直しが行われていないということでありました。

それで、それにも関連しますけれども、入札制度の仕組みというのは、壇上でも私も述べましたし、市長からも先ほど答弁があったかと思うのですが、設計金額、予定価格を決めますね。ですから、この予定価格そのもの、これは何ぞやというのが市の規則に述べられておりますので、紹介してもらえればと思います。

わからないか。ちょっとそれでは確認。

市の規則、契約規則というのがあります。ここの第12条を引用しますと、予定価格とはということになるのですが、市の契約規則の第12条の2項に、予定価格は契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等の考慮をして適正に定めなければならない。いわゆる予定価格というのは、その構造物なら構造物を建築するために必要な根拠に基づいて積算されて

いるというふうに市の規則に書いてあります。ということですから、この予定価格そのものがいろいろ材料費、労務費、事務費、こういった総計積み上げて予定価格を決めるということで適正な価格ということが示されていると思うのです。

それから、入札制度の仕組みは、さっきも言いましたように、競争原理が問われていますから、予定価格に対して一番低いというのが一番の原則なのですが、それではいけないということで最低制限価格というものも用いられております。ですから、先ほど壇上で申し上げたのは、最低制限価格ということが、要するに予定価格というのが適正な価格ということですから、これより下がれば下がるほどといたしますか、極端な話が適正価格から乖離するというふうに私は解釈するのですが、こういったことは間違いないでしょうか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 予定価格と最低制限価格のお話ございました。

最低制限価格につきましては、冒頭市長が御答弁申し上げましたことと重複いたしますが、一般競争入札により、工事または製造、その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認める時は、あらかじめ最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることができるということでお答え申し上げました。

その予定価格につきましては、議員から先ほどございましたように、契約規則の中で定めております適正に定められている価格ということでございまして、その価格の制限の範囲内での、その最低の価格というふうに理解しております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） もう一回、簡単に確認しますと、予定価格というのは先ほど紹介しましたように、要するに適切な積算と、これを積み上げたものが予定価格と、要するに適正価格というふうに理解していいのでしょうかね。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、公共が定めます予定価格につきましては、一般的な積算、例えば国が定める基準、あるいはその市場調査を行った労務費、材料費等によって、それ

をもとに積算したものでございます。これは、あくまでも一般的に一定の工事をする上で必要な価格がどれぐらいになるかということで積算したものでございまして、応札に当たっては各事業者の方々が自らのノウハウ、あるいはその取引の状況を踏まえて、どの価格で入札をできるかというところを判断して応札をされるということでございますので、あくまでも予定価格という部分は目安というふうに御理解いただければと思います。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 確かに目安という言い方もあるのですが、市の規則は適正に定めなければならないという義務規定で書いてますよね。だから、ただ単なる目安でそれは一つの参考でやるのですよというのとはちょっと違って、それは材料費もそれに基づく単価があって、労務費も公になったような労務単価があります。あと、事務費もあります。

それを積み上げて、ここに書いてある市の規則で言えば、ちょっと今副市長が言った答弁は一つの目安という答弁があったのですが、それはやっぱりこの規則を、市の規則自身に書いてあるのは、いろんな市場価格とか需給の状況ですけれども、そういったいろんな単価を積み上げて、そういった市場価格を考慮して適正に定めなければならないということです。ですから、単なる目安ということという分と、一つは適正な、私が質問したのは予定価格とは適正に積算された価格ですねと、これは市の規則にも書いてあるのは間違いありませんねということをお願いしたので確認しておきたい。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 私が目安というふうに申し上げさせていただきました部分につきましては、一般的に市場で取引をされているもの等々が公になっている積算基準等でございます。積算基準、あるいはその定められた単価に基づいて適正な積算を行っているということで、その部分については適正に行っているというふうに考えるのが正しいかと思っております。

ただ、応札をされる上においては、それはあくまでも目安ということで、どのような金額で応札をされるかという部分につきましては、先ほど来申し上げさせていただいておりますように、それぞれの企業さんのノウハウでありますとか技術力、あるいはその取引による材料費等々をしんしゃくをされて応札をされる。それが応札価格、あるいは入札価格というふうになるというふうに御理解いただければと思います。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 要するに、予定価格というのは根拠ある積算の積み上げ、要する

に適正な価格ですよということは間違いないと思うのです。

それで、後はいろいろ今ノウハウとかいろいろ言われましたけれども、本来はそのルールはそういう市が発注した適正価格に基づいて入札執行して、一番安い分が本来は原則なのですけれども、しかし一定のそれではいけないと、品質の問題とかいろいろ考慮して最低制限価格を設けているということでありまして、それで要するに適正価格という、これは義務規定、積算された適正価格から見れば、下がれば下がるほど適正価格から乖離する、離れてくるということでありまして。

特に、私がここで一番問題にしているのは、この適正価格から離れたら離れるほど労務費の問題とか品質の問題とか、いろいろ危惧されるところが出てきて、その適正価格75%ぎりぎりでも本当にこれで大丈夫かなということ、広島県等では低価格の調査といえますか、これが去年6月からでしたか、実施されております。規模とかいろんな体制もあるということもあって、そういうこともできるのでしょうかけれども、一つの考え方自体は、県のそういう低い価格の75%とか、業務ではそういう75%切りますけれども、そういったところの応札者に対する調査といえますか、それが県では導入されているというふうに伺っております。

ですから、ここであえてもう一つは、そこでどういうふうに適正な価格に基づいて、今度は市が発注して、その労務単価なり品質の確保なり、どのように担保するのかということでは、壇上では公契約条例の制定ということで、全国でまだわずかですけれども、そういう入札制度の改善ということで提起され、実際何件かの自治体、数件の自治体ではこの公契約制度の導入をされています。

この趣旨というのは、竹原市が発注者となって、それに基づいてこの入札制度によって受注する業者が出てくるわけですから、竹原市と受注業者との契約をするということがこの条例の趣旨であって、そこはいろいろありますけれども、柱を言えば、さっき言った労務単価の適正な執行、賃金の適正な支払いということと、あとは品質の確保です。そういった物件なら物件の品質の確保ができていくかどうかということがチェックできるような仕組みというのが、大枠で言えばこの公契約条例制定の柱となっています。

それで、竹原市の場合、先ほど答弁では前向きな答弁はありませんでしたけれども、例えば労務費の、さっき言った適正価格に基づく労務費が決定されるわけですが、こういった積算、労務単価の積算で労務費が決定されるということで、今度は発注者が受注者に対する適正な賃金の支払いといえますか、ここは何か担保できるような仕組みという

のが竹原市は実行されているのでしょうか。ちょっとお尋ねしときたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 公契約条例のお話がございます、これは従前から議員から御提言なりお話等をいただいております。その中で、本市はその都度お答えしておりますが、公契約条例につきましては、賃金その他労働者の労働条件の向上のための規制は効力が1地域に限定される条例ではないということ。また、国全体の政策として実施すべきものとして、基本的には国の法整備により必要な措置が講じられることが望ましいものであると考えているというところでございます。

先ほど来、入札制度に関しまして、最低制限価格制度と予定価格の話がございます。それぞれ、当然予定価格、適正に算出しておりまして、その運用につきましては今後も引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 労賃の適切な支払いという、そのチェックがどうされているのかということの質問だったのですが、ちょっと別の角度からお聞きしますと、先ほど言った予定価格といいますか、これが設計業務のいろいろな単価が変更になりますよね。変更されて、この通達を見ると、市のところもありますけれども、設計業務委託等、技術者単価の運用に関わる特例措置による協議といいますか、要するに落札で請負してもらったと、それがいろいろな単価が変わりますから、単価が変更があった場合はその変更を今度は受注者から申請して変更することができるということで、その変更する主な内容というのは、請負金額を、設計単価が変わってきますから、労務費とかいろいろ変わった場合です、その予定価格そのものが変わっていきますから、一旦請け負ったけれども、それを変更する、増額するとかというような仕組みのこういう通知が出ていると思うのです。

それで、竹原市の場合は、例えばこの数年間、平成26年から今日まで、こういった請負金額の変更の協議といいますか、これが実際行われているのかどうか、そういった件数があったのかどうかをお尋ねしておきたいと。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今の議員の質問につきましては、一般的に言われるスライド条項の部分だと思います。

この部分につきましては、実勢価格、発注した時の価格に応じて、その後の社会情勢

等が変化することによって労務単価等が一定以上に増える場合において、もともとの設計の部分で、現在工事がどれぐらい残っているか等々を判断しながら適正な価格に近づけていこうというもので、その発令される場合と発令されないケースというのがございます。

昨今は、労務単価等々が増えているということもございますので、それらに応じて、近年一、二年でありましたら、竹原市においても業者側の方から申請がありまして、それに従って変更したというケースはございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） それは、何件ぐらいあるのでしょうか。わかりますかね、あると今言われましたが、あつて、ちょっとその、要するに請負金額を変更する、増額変更ということになると思うのですけれども、そういう場合があった例をお尋ねしたいと思います。

そこで、増額変更というのは元請企業とか下請企業にいろいろ関わってきて、例えばそこで特に労務単価の問題、賃金の支払いの問題もこの中には入っています。そして、この誓約書というのがありまして、誓約書を受注者から市長に出すような仕組みになっておいて、この誓約書というのは請負金額を増額する、そのことによって、要するに適正な賃金の支払いとかということをやいなさいよということになっています。ですから、そういった今の件数が具体的にどういった状況があったのか、それで誓約書には受注業者に対して、あとはいろんな下請とかありますけれども、そこに適正な賃金の支払いを要望しなくてはいけないし、確認するような仕組みもこの中にあります。これはされているのかどうかをお尋ねしときたい。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 申しわけございませんが、先ほどの請負工事の金額の変更についての件数はちょっと把握いたしておりません。資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 是非、そこを今答弁できないのであれば、私が言った趣旨は、こういう請負金額をいろいろ単価の変更によって増額する、その増額した場合は受注者に対して誓約書をとるようになってます。誓約書をとって、その中にはもちろん下請企業に対する適切な賃金の支払いということを要望しなくてはならないことになっています。その確認を求めることにもなってます。その誓約書です。

ですから、私は一つはこういった仕組みが有効に働けば、例えばそういう請負金額の変更ということに関わって、それが今ちょっと出せないけれども、それを是非調査してもらって、その誓約書をとっているのかどうかも含めて確認してもらおうと同時に、その中には元請下請の関係ではいろいろ適切な賃金の支払いを要請したり確認したりすることになってますので、是非ここもお願いしたいと思うのですが、どうでしょうか。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 元請から下請に対しての支払われる賃金等につきましては、建設業法等々の中でも適正に支払いを行うというふうにいわれているというところがございますので、労務単価等が増えたからといって、下請という部分、特段するというわけではなくて、常日ごろから適正に元下関係が行われるということにつきましては、発注者として元請業者の指導を行っていくと。

もちろん、それに応じまして元請業者は下請業者に対して、適正な2次下請、3次下請等々に指導を行っていただくという取組という部分は継続して行っていきたいというふう考えております。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 是非、こういった公契約制度をつくる前の段階でのそういう賃金支払いの担保といいますかチェックということで今、例を申し上げました。

是非、引き続きこういった公契約制度というのは、先ほど申し上げたように、竹原市が発注者となって受注した企業との間に結ぶ契約になりますから、こういった公契約制度という条例に基づく契約になるわけですから、そこには適切な賃金の支払いとか物件の質の向上とかという大切なところが明記されておりますので、是非こういった導入も視野に取り組んでいただければなというふうに思います。

それで、公契約に関わって、この斎場の管理運営について質問しました。

ここでお尋ねしたいのは、今年新たにこういう契約をされて、この火葬業務が下請と委託契約されているわけでしょうけれども、ここで私が具体的に聞いたのは、この労務単価です。これは、労務単価は別に隠す必要もないし、公になっている問題です。

ですから、この火葬管理業務を委託契約する際の、竹原市が持つておかななくてはならない、要するに公共工事という設計金額といいますか、そういった予定価格といいますか、それやっぱり持つておかないといけないわけですから、その予定価格の中の労務費が具体的に幾らになってますかということで、ここに人件費は国の建築保全業務労務単価を参

考にしたということですが、この労務単価は幾らになってますかということと。

今回、新たな火葬業務の管理運営では2人の常勤者をつけると。パート1人をつけるということで3人体制でやるというふうに伺っておりますので、この設計単価、市が予定価格というこの労務単価の単価と人数と、パートを含めてそれが幾らになるかをお尋ねしてみたい。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今回のこの業務に当たりましての設計の金額の積み上げにつきましては、先ほどの御答弁の中にありますように、国の建築保全業務労務単価、これを参考にいたしまして、火葬業務などの業務に従事する時間、いわゆる例えば前年度です、総時間、こういったものを掛け合わせて積算をしております。

今、議員から御指摘の、まず建設保全業務単価、これは日当として1万3,700円が平成29年度の保全技術員補日当ということでございます。また、これを時間給にいたしますと1,712円、これで積算をしております。そうしたことで積み上げてまいりました。

人件費につきましては、今さっき言いました労務単価を参考に、時間を掛けて積算し、またこれに健康保険料等の法定福利費、これを合わせまして、基本賃金といたしましては510万円を設計しております。また、あわせまして施設の管理に要する経費等ということで清掃等の施設管理経費、また諸経費、こういったものを合わせまして、年間といたしましては115万円、これを積算しております。合計715万円が年間の経費ということで、月額に割り戻しますと59万6,000円。60万円弱が設計の価格として積算をしておりました。

以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 労務単価と日額の分を言われましたけれども、それを常勤者ということで月額に直して、それは2人分、もう一つはパートのということで、それが月額59万円と言われたのですかね。59万円ぐらい設計単価といいますか、それが59万円というふうに言われたのでしょうか。ちょっと確認を含めて。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今議員が御指摘の、2名プラス補助員といいますかパートというふうな御認識ですが、これは業務を担当する従業員さんは現地には2名、そのもう

1名というのは、1名が何らかの事情で配置できない場合に応援隊としてこられるということで、体制としては3名ですが、業務の経費としては2名分でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 2名分なら2名分として、さっき言った労務単価、これ公になっているのがありますよね、それを掛けて稼働率を掛けるのでしょうか、掛けて2名分の月額単価が59万6,000円というふうに単価で言われたのでしょうか。ちょっと確認を含めて。

（市民生活部長宮地憲二君「それでいいです」と呼ぶ）

それでいいですか。ああ、わかりました。

そういう人件費だけで59万6,000円というのが確かにありました。今ちょっと言われました。それで、実際先ほど壇上で言ったように、委託料というのは41万円いくらです。

ですから、ここに確かに公共事業でいう予定価格と落札価格とか、いろいろ考え方もあるのですけれども、そこで2名の常勤者、職員、その給料が労務単価に基づいて59万6,000円ということ。あ、違うのですか。ちょっとそこ違うのなら訂正してもらいたいと思うのですが、私は2名体制でそういう労務単価に基づいたら月額59万6,000円かなということに理解したのですが、しかし請負金額は41万400円ですか、これは委託料全体ですから。この中の労務費というのはまだ少ないと思うのですが、そこは相当無理があるのかなという思いがするのですが、そこはどうでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 済みません。まず、先ほどの59万6,000円の内訳でございますが、これは人件費といたしましては、先ほどの労務単価などを掛けまして、基本的には510万円、法定福利費90万円を足して600万円、これがいわゆる委託料の中の人件費に当たります。それと、施設の管理に要する経費として115万円、合わせて715万円が月額に直しますと59万6,000円で委託料ということでございます。

そうした中で、今回入札、2社応札がございまして、落札価格が41万400円、こういったことになっております。今回の入札、確かに設計額から考えますと非常に安い価格であろうかと思えます。そうしたことから、本市といたしましても、契約前に再度本市の提示しております仕様書、これに基づいて適正にこの委託業務が遂行されることを再確認をさせていただいた上で、契約に移らせていただいております。

議員が御不審に思われる部分のお答えになるかどうかわかりませんが、この入札におきましては、どこまでも業務委託ですから、いわゆる性能といいますか、製造とか築造とか、そういったことではございませんので、まず最低制限価格というものは設けられません。

そうした中で行われました入札でございまして、これは落札業者がこの金額を提示されてきたというところには、どこまでも本市の示しております仕様書が十分に果たされる、こういったことを前提に、事業者の持つておられる、例えば技術を遂行する上でのノウハウ、こういったことを駆使して利益を捻出されるのか。また、企業力、従業員体制の堅持といいますか、企業としての体制堅持のために働く場を確保することを最優先とされたのか。また、その他お考えがあったのかということは私ども存じ上げませんが、結果的に会社全体として企業利益に利する、こういった判断を事業者自身がされた上でこの金額を応札されたものと、このように考えております。

以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） ちょっと繰り返しになって悪いのですが、私が今月額の中の委託料のことをさっき言いました。それで、それは実際契約した後のことの委託料ですから。それはそれでいいのですけれども、多い少ないはいろいろ考えがあるのですが。

私が前質問で聞いているのは、公共工事というような市が発注するための予定価格、設計単価です。そのことを聞いて、そこの中に労務費が大きな比重を占めるといいますので、その労務費は、さっき言った建築保全業務労務単価、これが常勤者の場合これを労務単価で公表になってるわけですから、この労務単価に2人分を掛けて日数はどのぐらい、日数といいますか月額何日稼働させるよということで計算されたその金額、市が持つてる設計金額は幾らかというふうにお尋ねしたのです。そこは今わかりますか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） ですから、市が設計した金額の全体額は715万円でございます。これを月額に直しまして59万6,000円というのが、これが設計の金額でございます。

（13番松本 進君「では、そこらで労務費が、それは労務費全部ということですか」と呼ぶ）

人件費プラス、先ほど来申し上げましたとおり、人件費が600万円、これは人件費の

基本賃金と法定福利費を含めた金額で600万円、これに合わせて施設の管理に要する経費といたしまして、清掃業務でありますとかそういった業務に関わる経費として115万円、これを合わせましたのが715万円です。そういう意味です。よろしくお願ひします。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 今入札制度の問題を伺っているわけですが、要するに今言われたような、59万6,000円という月額の労務費と言われまして、後は実際ここに委託料というのが月額41万4,000円ですから、相当やっぱり低い金額になっているということで、これがやっぱり市内業者がこういった状況の中で、本当に応札と申しますか、これに参加できるのかなということではちょっと調査してもらわないといけないと、大きな課題だと思いますが、そこはどうでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今の議員さんの御質問は、市内業者の育成ですとか参加ということに対しまして、そういった方策をちゃんとしているのかというような意味の御質問だと思いますけども、まず市内業者の参加につきましては、今回の入札参加資格の中に、一定には市内に事業所を有するということにまず項目を上げておまして、ただその地域要件を上げたがために逆に競争原理が働かなくなるような場合でしたら、それは添えるべきではないのですけども、一定には市内業者が入ってくれることをというところの考えも持ちまして、その1項を設けております。

また、参加資格の中におきまして、従前ではありますが、従前は本業務の業務実績、こういったものを参加資格の中に若干上げさせていただいておりましたが、これは撤廃をさせていただいて、業務実績につきましては2名以上のそういった業務実績のある従業員さんを契約時に確保できるのであればこの入札に参加できるように、こういった配慮をさせていただいております。

そうした中で、今回結果的ではありますが、市内業者の1社入札に参加いただきました。しかしながら、結果的に入札の金額の、どこまでも入札の金額によって決定させていただきますので、最終的には現在の、いわゆる株式会社日本斎苑さん、現行の業者が落札された、こういった状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） やっぱり市内の育成という面では、いろいろ課題があるなというふうには私は考えざるを得ません。

それで次に、この入札問題では、先ほど吉名、忠海の小中一貫校と中央雨水管渠の工事で下請業者数と請負金額を伺いました。

それで、1社の場合は金額も全部わかるということで、いろいろ不利益とかという御答弁になるのかもわかりませんが、数社、複数の場合は、こういった契約金額に対して、下請業者が入る、竹原地元の業者が入る、そこでの請負金額なんかも把握する必要があるのではないかな、そこで地域経済の、どれだけ仕事してもらって、地域の振興といいますか、ここに役立っているのかなというのは、市が発注した事業で竹原市もつかんでおこなうてはいけないというふうに思うのですけれども、ちょっとお尋ねしたいのは、その金額のことをお尋ねしたのですが、答弁がありませんでした。

そこは、1社の場合は別として、複数の場合は答弁できるのではないのかなと思いますけれども、そのことをもう一回お尋ねしておきたいのと、それと把握しているけれども答弁できないというのは、その不利益というのはどうなのかなというのがありますので、複数の分はもう一度、元請の金額に対する下請業者の数は聞きましたから、その金額が教えていただけないかなと思いますので、よろしくお願いします。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議員御指摘の、忠海地区の小中一貫校の整備に係る下請金額についてでございますが、本工事は工事が完了しております、施工体系図等の一般への掲示期間でないことから、業者名と下請金額については、先ほど市長の答弁でもございましたように、具体的に答弁し公になることによって、関係する事業者への不利益につながるものが想定されるため、ここでの答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 是非、その実態はつかんでいただきたいなということを指摘しておきたいと思います。

それで、次の質問に入りますけれども、次は国民健康保険に関わって、竹原市の国保税に関わってお尋ねし、来年4月からは県への移行という、財政運営が移行するということで、大きな制度の見直しがあるということです。

そこで、1番竹原市の国保税の実態ということを壇上でもお尋ねしましたけれども、明

確な答弁がありませんでした。あえて聞きたい内容というのは、3人家族の試算、40歳代、15歳の子ども1人ということ、あえて壇上で指摘して、その竹原市の国民健康保険税の、それから可処分所得です、可処分所得という数値も月額を言いました。

ここであえて言いますと、竹原市の3人の先ほどの所得に基づく竹原市の国保税、その国保税に基づく家族のいろんな税、年金とか所得税がありますから、住民税がありますから、そういった分をひいた可処分所得です。これが3人の場合で、可処分所得が先ほどの男女の所得で見ると月額18万8,843円になります。それと、同じ人数、条件での生活保護費が18万6,086円になります。わずか2,757円、3,000円弱の差しかないわけです。

そこで、いろんな病気とか、いろんな一定の少ない金額、3,000円を超えるような支出が起これば、実際の生活保護費以下の生活を強いられるということ、私はこの実態からして起こり得ると。2,700円いくらしか差がないわけですから、一旦病気にかかったり、いろんな特別の出費があれば、事務的な、どうしても医療費とかそういう分があれば、そこにお金をつぎ込む。そうすれば、生活保護費を下回るような生活を強いられる実態があるということだけは、認識について聞いておきたいと。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 所得の状況ということで、生活保護制度のお話もされました。

生活保護に関しましては、世帯構成であるとか、議員御承知のように、財産とか預貯金、そういったものも調べた上で、最終的に生活保護の基準に合致するかどうかという判定があると思っております。

冒頭、市長が御答弁申し上げましたが、国民健康保険税が前年の所得が課税の算定基礎ということ、また保険料としての性格があるということもございます。

そこで、国民健康保険制度、生活保護制度につきましては、同じ社会保障制度の中の一つではありますが、それぞれの制度で目的や理念は異なっておりまして、同率でなかなか比較いたしまして保険税が高い低いとか、そういった比較というのはなかなか評価することは困難ではなかろうかと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 比較は困難といっても、実際生活しているわけですから。実際は、さっき40代夫婦と子どもさん3人家族で月額の可処分所得が18万円余り。それ

と、同じ条件での家族の生活保護費は、わずか3,000円余りしか変わらないということ
を率直に申し上げました。ですから、これがやっぱり現実でありまして、ですから実際の
ろんな医療費の支出等々では生活保護費を下回る生活を強いられるというのが現実に起こ
るわけです。この改善がどうしても必要だということと。

先ほど市長の答弁でも、例えば竹原市の世帯の総所得金額の構成比といたしますか、その
御答弁がありました。この所得なしとか100万円未満とか、この2つを足しただけでも
56%。それから、200万円未満を合わせれば、竹原市の世帯の総所得金額で200万
円未満の人というのは約8割というのが現実なのです。こういった、やっぱりそういう厳
しい状況があります。

ですから、ここで率直に聞きたいのは、今度は来年県が運営することになって安定はす
るという言葉が使われるのだけれども、こういった構造問題を先ほど壇上でも指摘しまし
た。市長の答弁でも、竹原市の世帯の総所得金額の割合、200万円未満の人が8割を占
めているというのが実態です。これが、例えば安定化という内容というのは、懐が大き
くなって、広島県全体で運営される、そういうことによって、やっぱり所得の高い人もい
るから、竹原市のこういった今の実態は一定程度解消できて、抜本的な解消ができて保険税
を安くすることができるのかと、そのことについてもう一度お尋ねしておきたいと。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今回の県の単一化につきまして、冒頭市長の方から一定に
は御答弁させていただいておりますが、今回の大きな国民健康保険制度の改革というもの
は、本市も含めまして、全国の小中規模の地方自治体におきましては、近い将来国民健康
保険制度を維持できなくなる、こうした危機的な状況にある実態を踏まえまして、課題解
決に向けて国に要望などを続けていた中で、このたびの県単位化という制度改革が実施さ
れているものでございます。

制度改革の内容といたしましては、これまでも御説明してまいりましたとおり、県が事
業の主体として財政運営することで、そういった財政上の負担を、リスク回避といいます
か財政基盤を安定化させることによって、例えば医療費、保険料を平準化いたすことによ
ってリスクの分散ができる。要は、先ほど議員さんがおっしゃられました所得の低い地域
の方の負担を、ある程度所得のあるところが負担していただくような形になろうかと思
いますが、そうした平準化を目指す、こういった制度でございまして。そうすることによ
って、事業を効率的に推進し、持続可能な国民健康保険制度の確立、こういったことを目指

しているのが現在の制度改革，4月から行います県単一化の制度でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 今の答弁がありましたように，国保財政運営のそもそもの構造的な問題を広域化によって，今広島県単位に変わったとしても解決できる問題ではないということが今の答弁を聞いてもはっきりしていると思うのです。

それは，やっぱりこれは国民健康保険制度というのは皆保険制度，他の保険に入れない人はここに入らざるを得ないわけですから，皆保険制度であって社会保障制度としての確立がされているわけです。ですから，第一義的にはこれまでもる申し上げたような，国が大きな責任を果たしてもらわないと困るというのは第一前提です。

ですから，それとそういった中でもいろいろ制限があっても，今の各市でやってる運営では一般財源を投入して国保税を安くする，そういった努力もされている。一番安いのが大崎上島町です。ここなんかは，相当やっぱり小さい町で大きな財源を，一般財源を投入して国保税の負担を軽くしているというのは事実です。

ですから，そういったところなんかを含めて，今度広島県単一化されればこの一般財源の繰り入れがいろいろできないということではないのですけれども，そこが制限を，国からの指導がくるということになると，なかなか国保税の負担を軽減するような対応ができにくくなるというのが危惧されておりまして，できないという意味ではないのですけれども，そういうことが危惧されております。

ですから，こういった今の高い国保税を第一義的には国が責任を持ってほしいというのは一番の条件ですけれども，そうでない時は，可能な限りの努力を各自治体でもしなくてはいけないということで，次の質問としましては，法定減免というのは7，5，2という法定減免制度がありますけれども，これ以外に申請減免制度の答弁が先ほどもしておられました。市独自のこの制度の利用率が極めて低いということでは，竹原市独自の申請減免制度の所得基準とかいろんな基準があって，なかなか利用できない実態があるのではないかと，そこはどうでしょうか。

件数が低い，この市独自の減免制度，これは利用率が極めて低いというのは周知徹底が原因なのか，所得基準が厳しいから利用できないのか，そこはどうでしょうか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 国民健康保険税の減免措置ということでございますが，国民健

康保険の減免につきましては、徴収の猶予、納付期限の延長等によっても納税が困難であると認められるような場合の救済措置として、条例の定めによりまして、市長の権限により行うことがされております。

一つは、災害等により生活が著しく困難となった者、またその他特別の事情がある者ということになっております。いずれの場合におきましても、専ら納税義務者の担税力のいかに着目いたしまして減免するというものでございます。また、単に総所得金額等が一定金額以下とか、また生活保護基準以下の所得階層というような一定の枠内に基準なりを設けることによって、減免の範囲を指定することはできないということになっております。

その理由といたしましては、先ほど議員からもお話ございましたが、国民皆保険制度であるという国民健康保険制度の枠組みということから、制度内におきます所得の高い層から低い階層への所得移転、所得の配分、再配分機能確保、そういったことによりまして、被保険者の健康、生命を保障しようとする制度でございますので、一定の所得階層を下回る社会階層を対象といたします基準を設けることによって、一律に減免することは制度の理念、目的からはちょっと外れるのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 残り3分となっております。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） ここに答弁があつて、最後の方に収入激減した者に対する減免ということが、市独自の減免制度のことかなというふうに思ったのですが、違うなら違うで確認しておきたいと思うのですが。

それともう一つ、私が壇上でも提言したような、一つは生活保護費に比べて1.5倍までの範囲をそれぞれの段階に分けて所得割の減免を考えたらどうかという提言ですけれども、これをやったらいけないというのか、そういう措置はしたらいけないという根拠はどこにあるのでしょうか。もう一回、最後に確認したいと。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 先ほど減免の関係で災害等ということと、もう一点その他特別の事情があるということを行いました。

その他特別の事情というのが、一時的には失業等によりまして所得がなくなったとかということ。また、前年に比べて大幅に所得が減少した場合には、保険料の一部、または全

額が免除されるというものがございます。先ほど、その減免、一律減免、条例上の規定以外の減免のことだと思いますが、そこができないのは、法的根拠と言われましたが、その一律に減免等をする事については、制度の理念、目的から外れるものであるというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員、最後の質問です。

13番（松本 進君） 最後に指摘したいと思うのですが、法定減免以外に申請減免制度というのは、さっき言った生活保護費の所得基準でつくったらどうかという提言です。それは、先ほど生活保護費と可処分所得の例を言いました。こういった実態を見ても、何らかの形で滞納する前に軽減するような対応をしないと、申請して軽減できるような対応を是非つくる必要があるということ指摘して、質問を終わりたいと思えます。

議長（道法知江君） 以上をもって13番松本進議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

11月29、30日は各常任委員会の審査、調査をそれぞれお願いし、12月1日は10時から議会運営委員会を開催し、12月4日は10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時17分 散会